

第2期
御所市子ども・子育て支援事業計画



ぐせんちゃん

令和2年3月
御所市

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	4
5 計画の対象	5
6 計画の策定体制	5
第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状	7
1 御所市の状況	8
2 アンケート調査結果からみえる現状	15
3 御所市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	26
第 3 章 計画の基本理念等	30
1 基本理念	31
2 基本方針	32
3 計画の体系	34
第 4 章 施策の展開	35
基本方針 1 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり	36
基本方針 2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備	43
基本方針 3 地域での子育て支援の整備	47
基本方針 4 仕事と子育ての両立支援	49
基本方針 5 子どもの安全の確保	51
基本方針 6 子どもを守る仕組みづくりの支援	54
第 5 章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期	59
1 教育・保育提供区域の設定	60
2 人口の見込み	61
3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	62
4 地域子ども・子育て支援事業	67
5 教育・保育給付における教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	75
6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	75

第6章 計画の推進..... 76

- 1 施策の実施状況の点検 77
- 2 国・県等との連携 77

参考資料..... 78

- 1 御所市子ども・子育て会議条例 79
- 2 御所市子ども・子育て会議委員名簿（令和元年度） 81
- 3 第2期御所市子ども・子育て支援事業計画策定経過 82
- 4 用語説明 83



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成 24 年 8 月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

その後、平成 28 年 6 月には「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、「希望出生率 1.8」の実現に向けた対応策を掲げ、女性就業率の上昇を目指すことに合わせ、保育ニーズの増加が見込まれることから、平成 29 年 6 月に公表された「子育て安心プラン」では、女性就業率 80%にも対応できる保育の受け皿を整備することとされ、同年 12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、子育て世代、子ども達に大胆に政策資源を投入することとされ、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成 30 年 9 月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

2 計画策定の趣旨

御所市においては、これまで平成27年3月に『御所市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

このような中、平成23年度に策定した御所市第5次総合計画では、将来都市像「自然と笑顔があふれる 誇れるまち」の実現に向けて、3つの理念となる「市民が主役の支えあいのまちづくり」「安心・安全ゆとりの暮らしができるまちづくり」「文化・産業を育み活力を生み出すまちづくり」を掲げました。

理念の実現のための施策として「住み続けたいまちづくり」「生き生きと健やかに暮らせるまちづくり」「学びあい歴史文化にふれあえるまちづくり」「活力とにぎわいのまちづくり」「市民参加のまちづくり」を定め、その中でも「生き生きと健やかに暮らせるまちづくり」においては、「保健・医療制度の充実」「地域福祉の基盤整備と促進」の2つの施策のもと、乳幼児から高齢者まですべての市民がくらししていけるように、また多様化する市民ニーズに合わせ情報の提供を行い、家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む、また妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える取り組みを進めています。

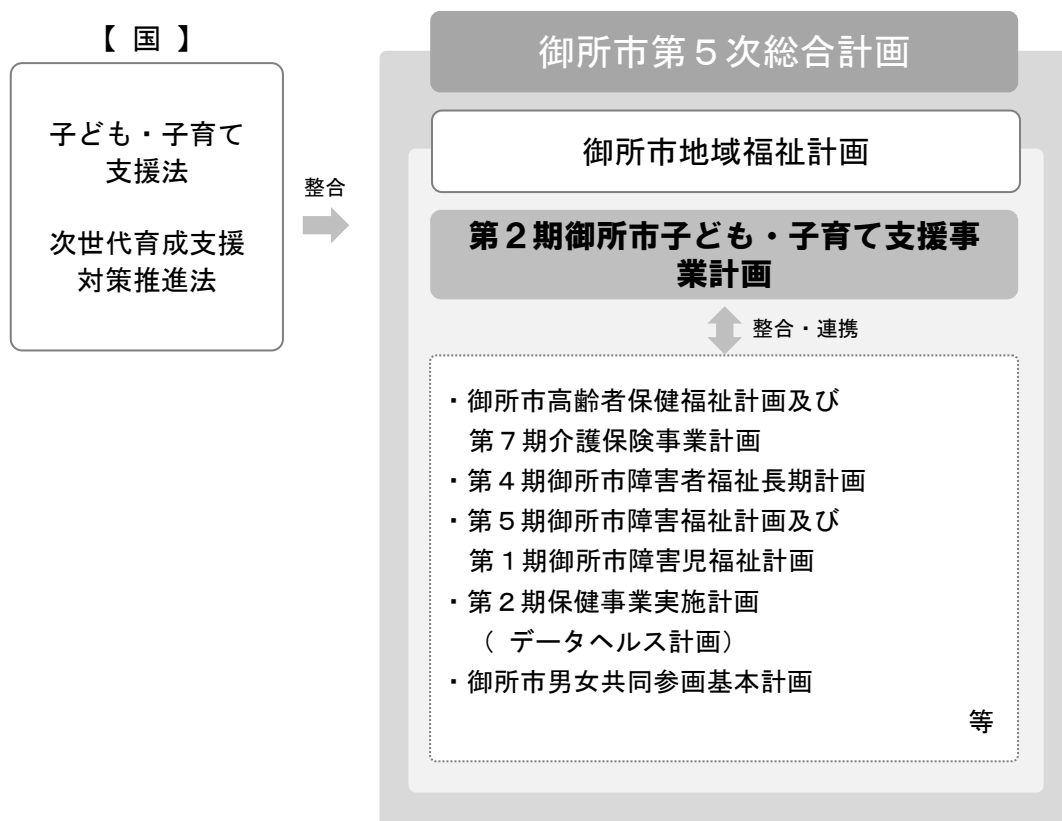
本市では、これまでも子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、多様な保育サービスの提供、地域における子ども・子育て支援などに取り組み、次代を担う子どもたちが強く、たくましく生き抜けるよう、生まれる前から進学や就労まで、切れ目ない施策の充実を図ってきました。

この度、『御所市子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期御所市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条による「市町村行動計画」として策定するとともに、御所市第5次総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付けます。



4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、御所市は令和2年度から5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期御所市子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の対象

本計画の対象は、本市に住むすべての子どもとその家族及びこれから結婚して子どもを生まれていく市民としています。なお、ここでいう子どもとは18歳未満の児童をさします。

その他、地域における子育て支援活動を行う市民なども対象に、子ども・子育て支援施策や若者支援施策を総合的に展開していくものです。

6 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本市では、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期御所市子ども・子育て支援事業計画」の策定に伴い、この事業計画に必要となる子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実状を把握するため「第2期御所市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」を実施しました。

① 調査対象

就学前児童（0～5歳）のすべての保護者 573 件、小学生児童（6～11 歳児）のすべての保護者 691 件、合計 1,264 件

② 調査期間

平成 31 年 1 月 11 日から平成 31 年 2 月 4 日まで

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収	573	230	40.1%
小学生児童の保護者	郵送による配布・回収	691	269	38.9%

(2) 御所市子ども・子育て会議による審議・・・・・・・・

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取りまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「御所市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施・・・・・・・・

令和2年2月3日～2月14日に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



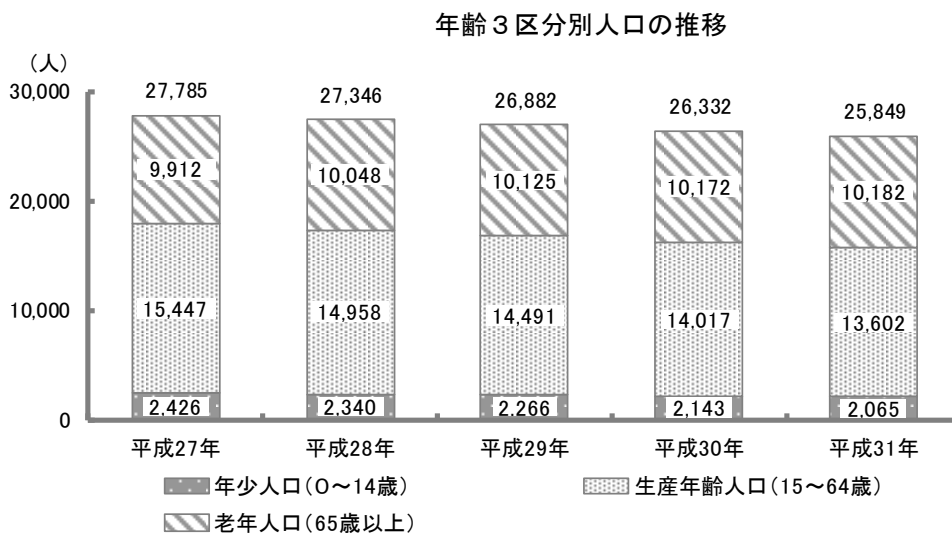
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 御所市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

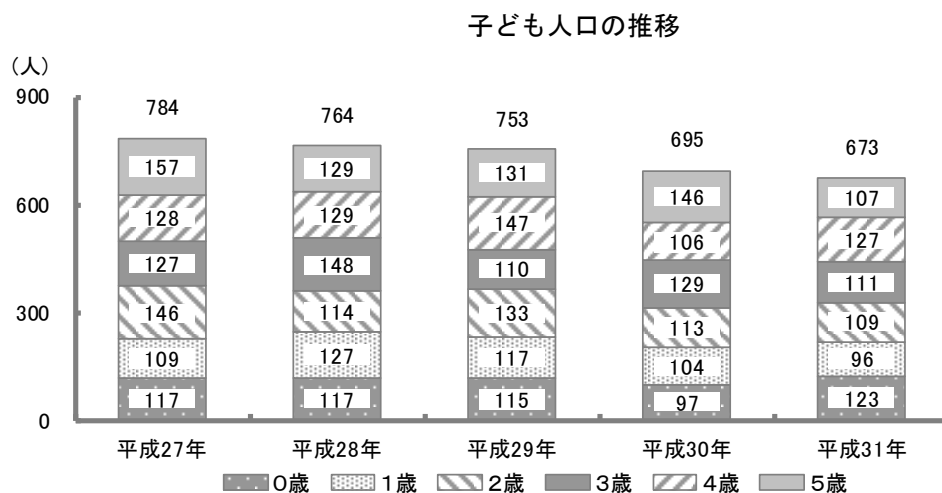
本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で25,849人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

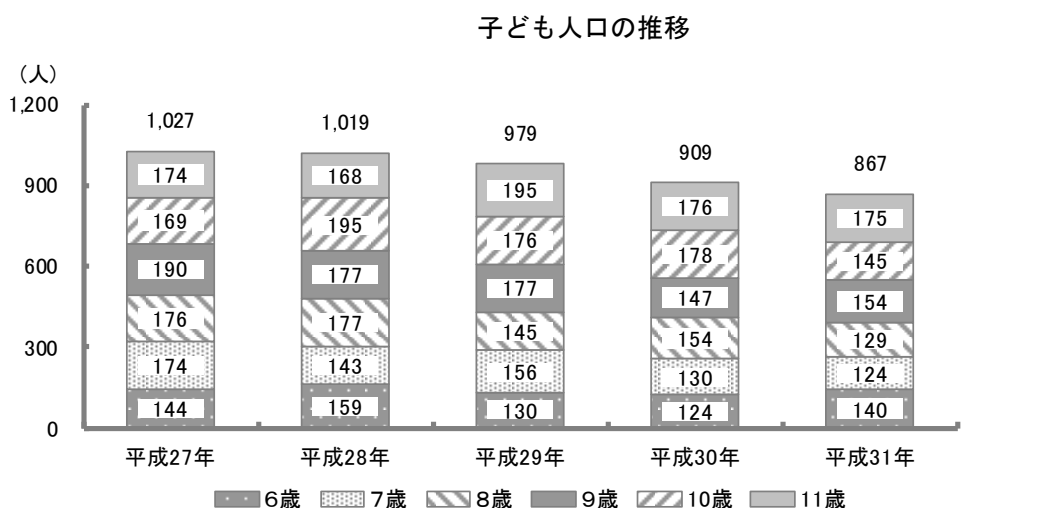
本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年で673人となっています。特に他の年齢に比べ、5歳の減少率が高くなっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年で867人となっています。特に他の年齢に比べ、7歳の減少率が高くなっています。

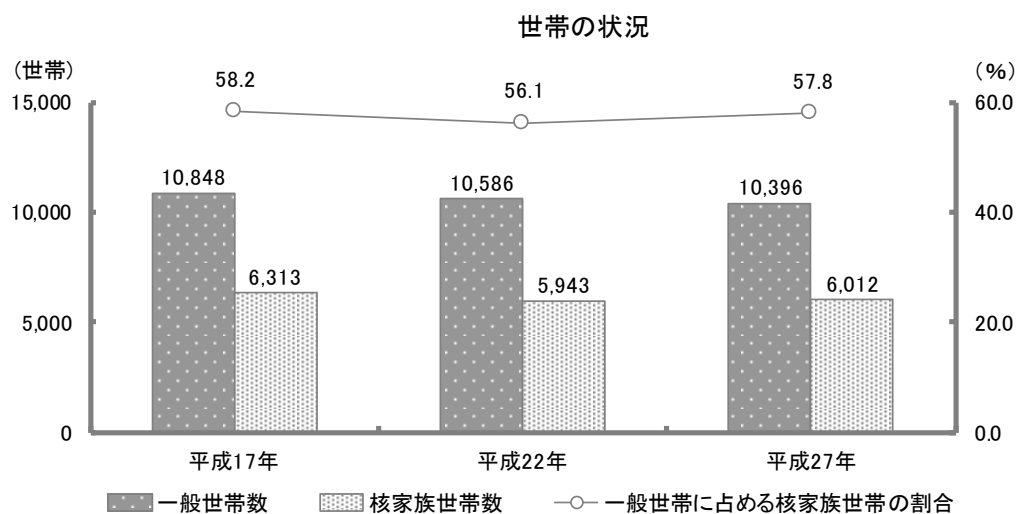


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

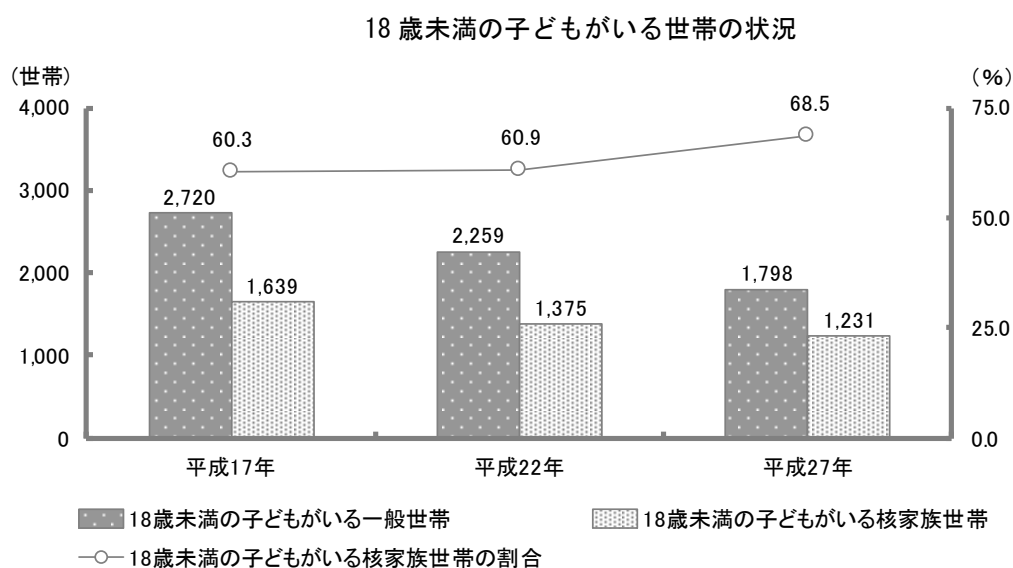
本市の核家族世帯数は増減を繰り返しており、平成27年で6,012世帯となっています。また、一般世帯数も減少しており、一般世帯に占める核家族世帯の割合は横ばいとなっています。



資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

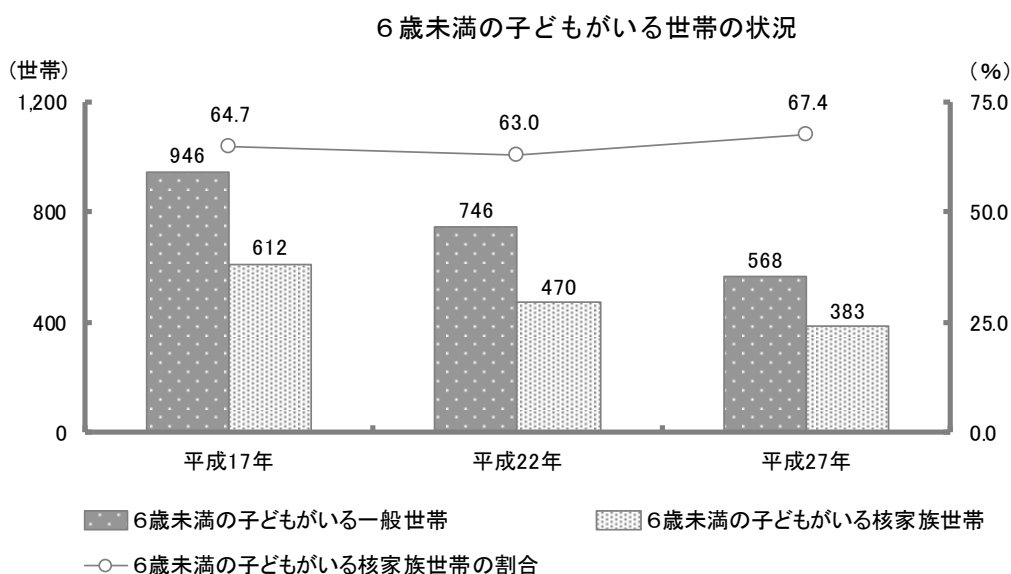
本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で1,798世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯も減少していますが、核家族世帯の割合は年々増加しています。



資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

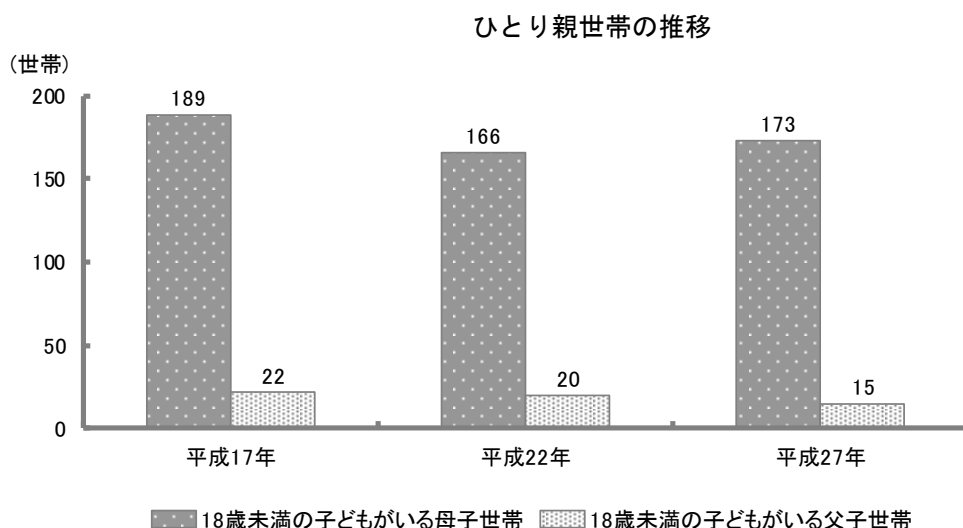
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で568世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯も年々減少しており、核家族世帯の割合は平成22年より増加しています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成22年より増加しており、平成27年で173世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は年々減少しています。

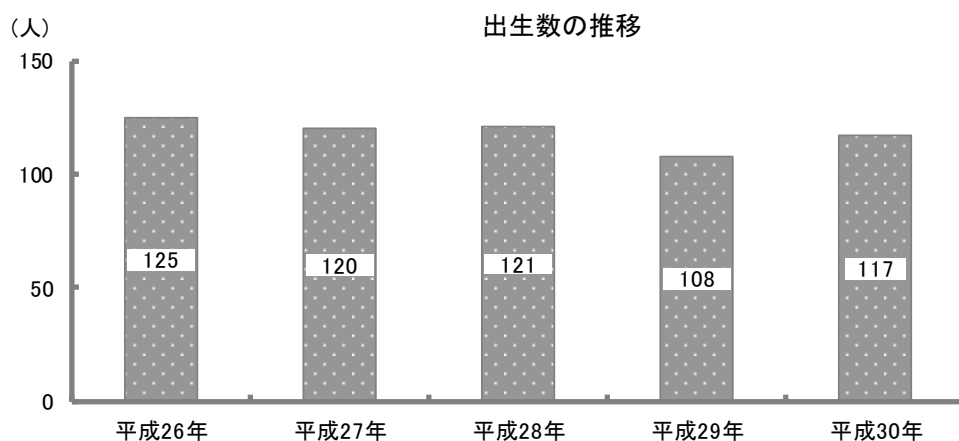


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

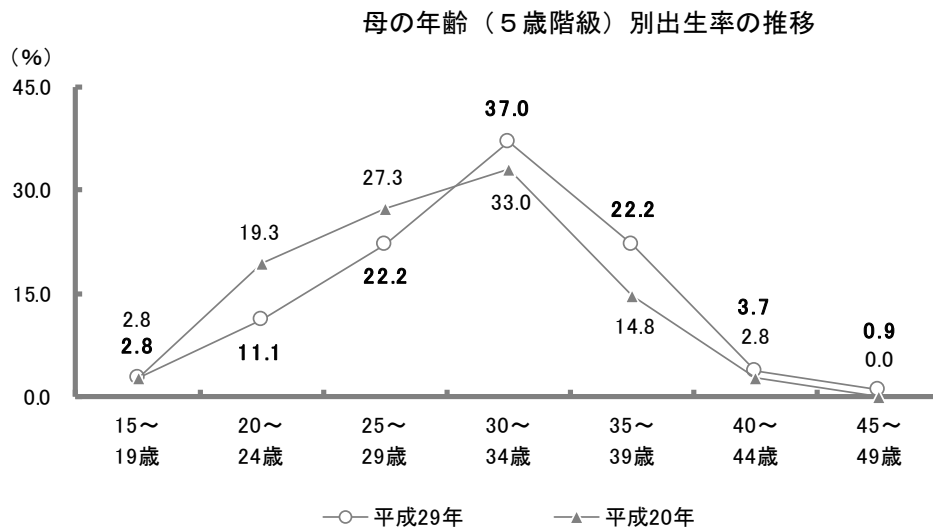
本市の出生数は、平成29年までは減少傾向でしたが、平成30年では117人となっています。



資料：平成26年から平成29年までは厚生労働省 人口動態統計
平成30年は住民基本台帳

② 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～29歳の割合が減少しているのに対し、30歳以上の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

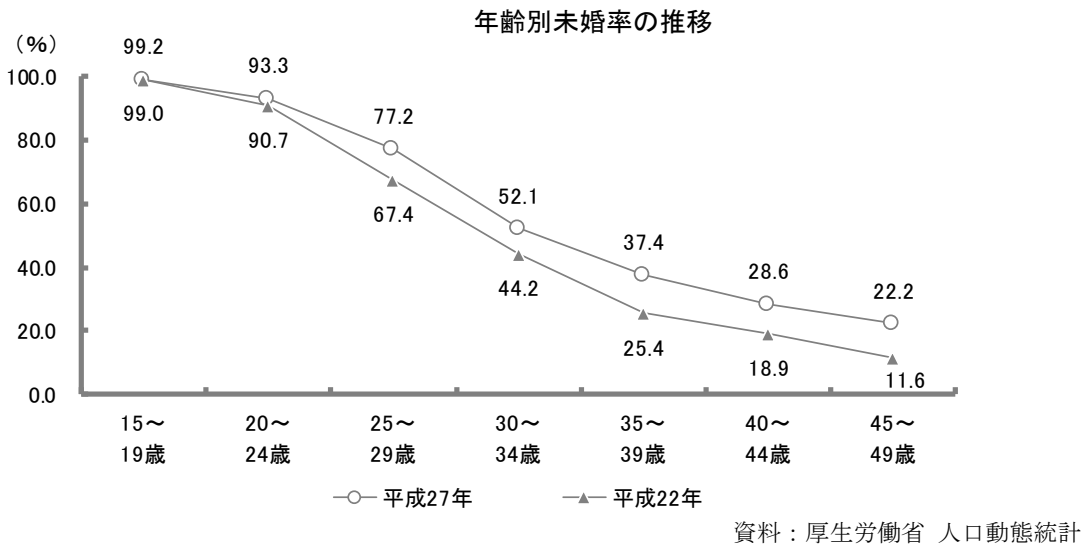


資料：厚生労働省 人口動態統計

(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

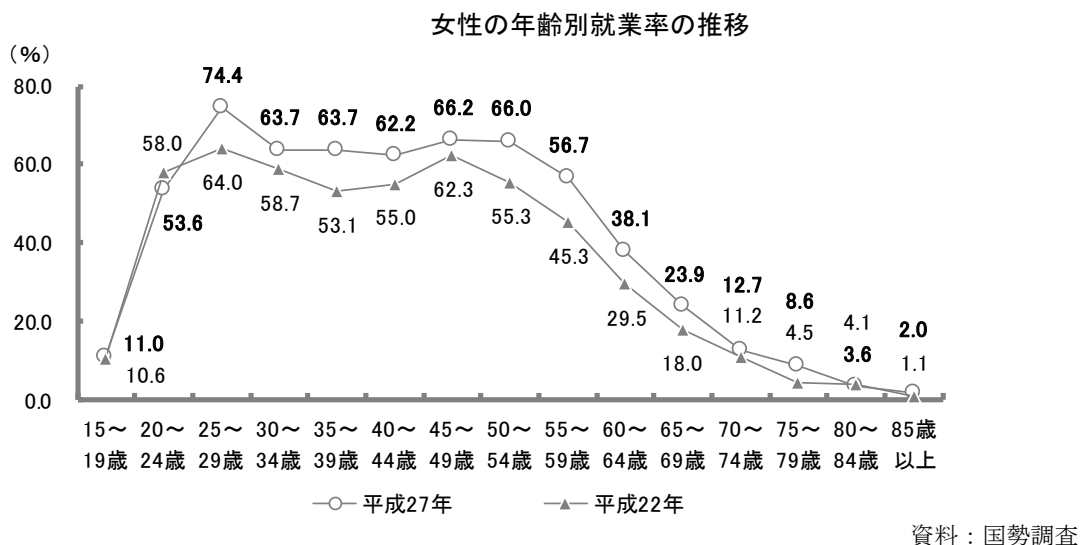
本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年ですべての年代での未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。



(5) 就業の状況

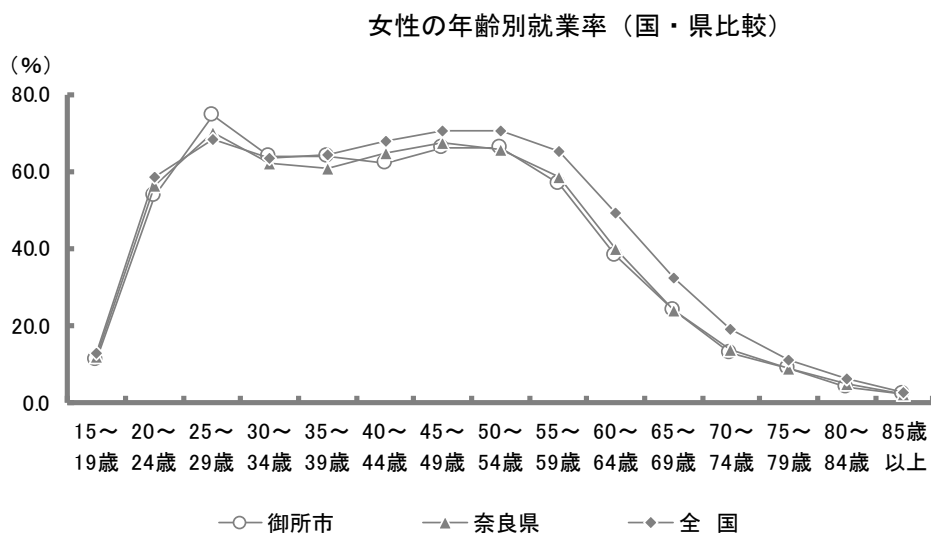
① 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～44歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

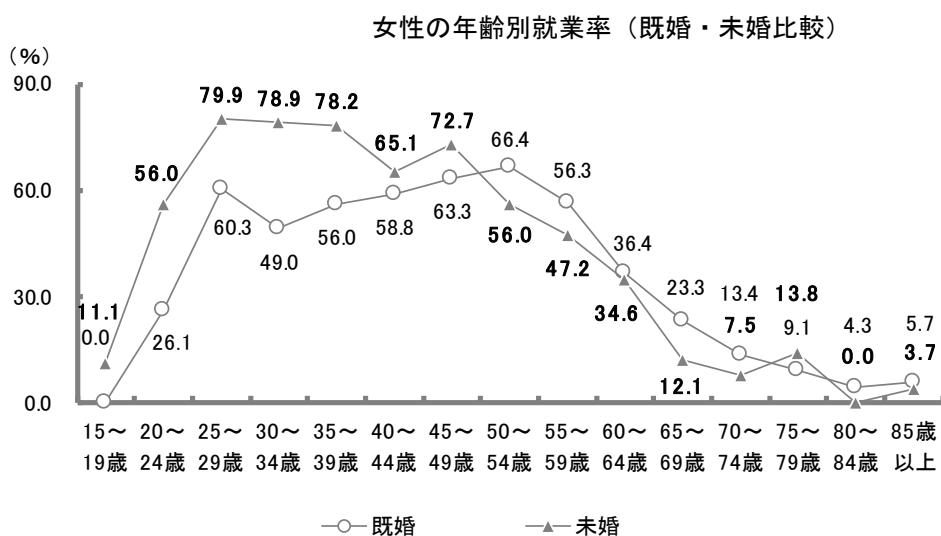
本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、25～29歳以外の年代では、奈良県と同じく全国より低くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

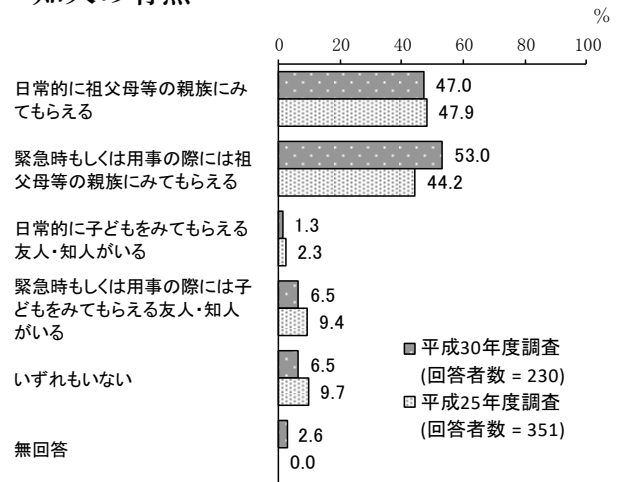
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が53.0%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が47.0%となっています。

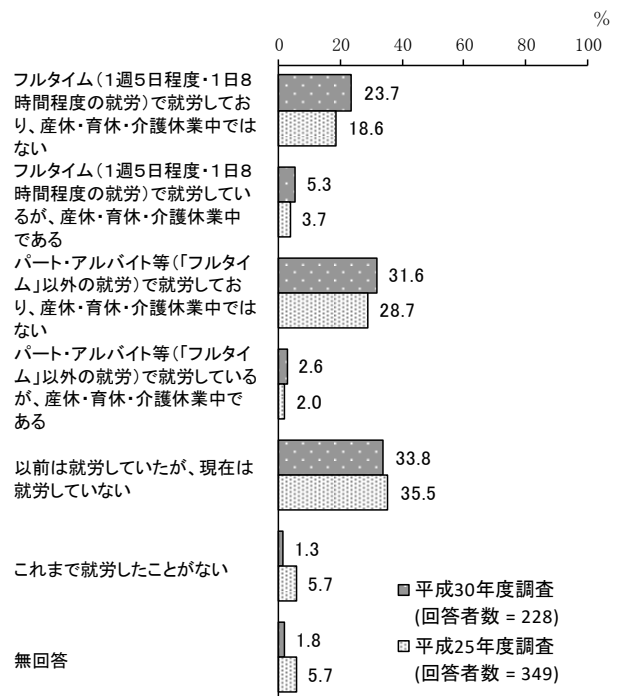
平成25年度調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」より増加しています。



② 母親の就労状況

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が33.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が31.6%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が23.7%となっています。

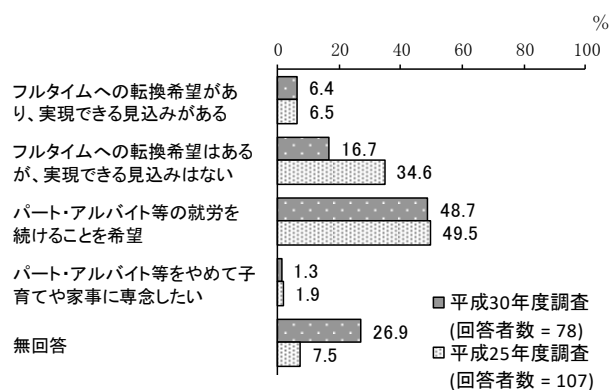
平成25年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。



③ 母親の就労意向

「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望」の割合が48.7%と最も高く、次いで「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が16.7%となっています。

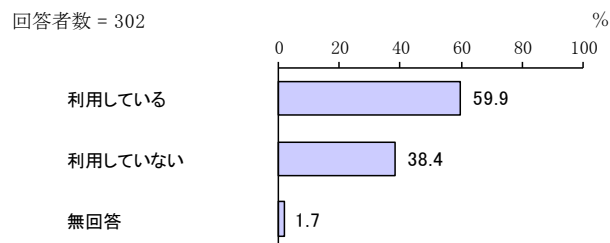
平成25年度調査と比較すると、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が減少しています。



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

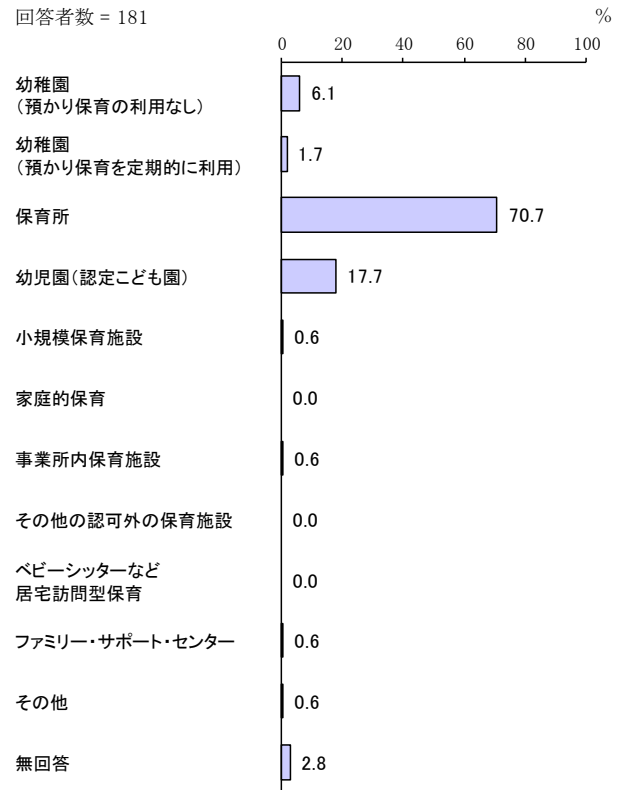
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が59.9%、「利用していない」の割合が38.4%となっています。



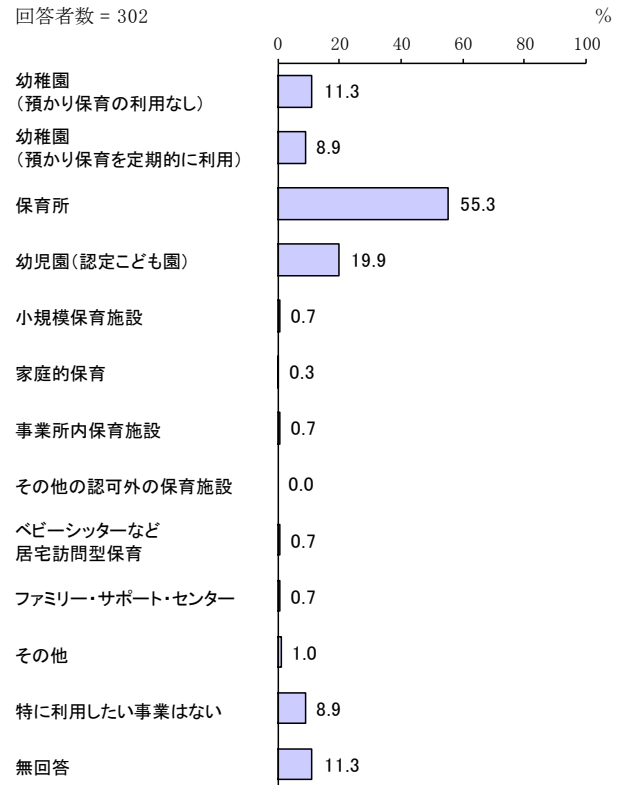
② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「保育所」の割合が70.7%と最も高く、次いで「幼稚園（認定こども園）」の割合が17.7%となっています。



③ 平日、定期的にご利用したい教育・保育事業

「保育所」が55.3%と最も高く、次いで「幼稚園（認定こども園）」の割合が19.9%、「幼稚園（預かり保育の利用なし）」が11.3%となっています。

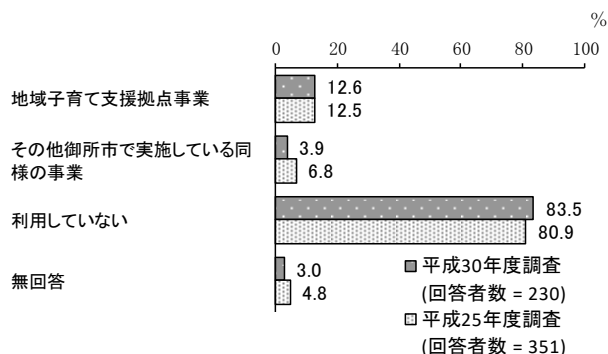


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が 83.5% と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業」の割合が 12.6% となっています。

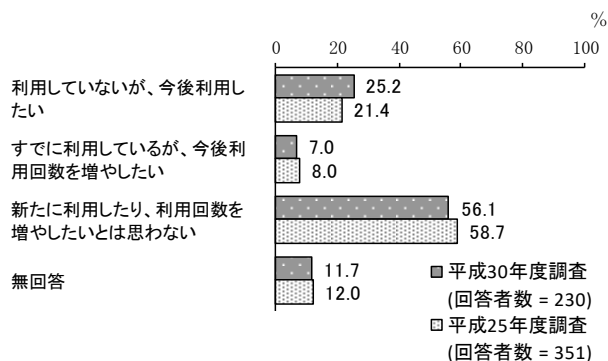
平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用回数を増やしたいとは思わない」の割合が 56.1% と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が 25.2% となっています。

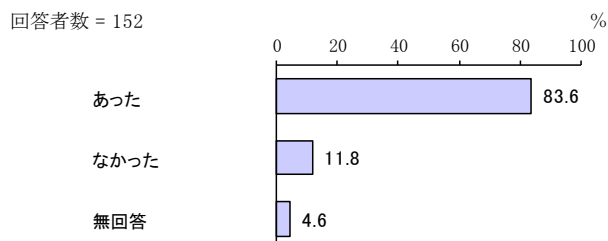
平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



(4) 病気等の際の対応について

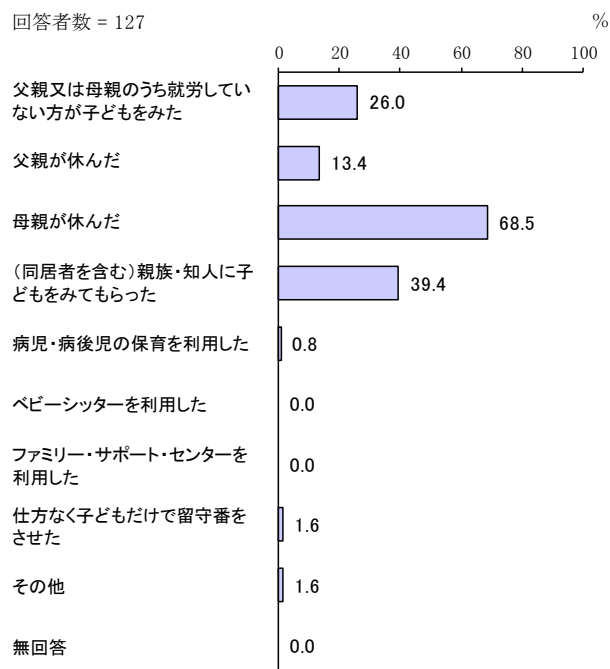
① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が 83.6%、「なかった」の割合が 11.8% となっています。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が 68.5%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が 39.4%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が 26.0%となっています。

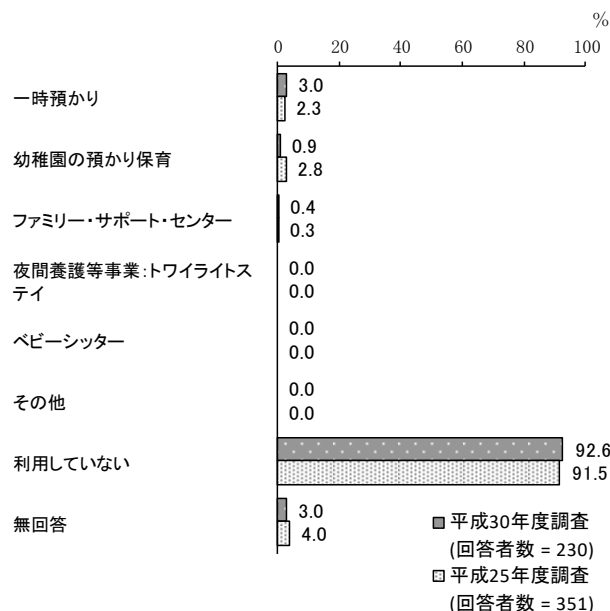


(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

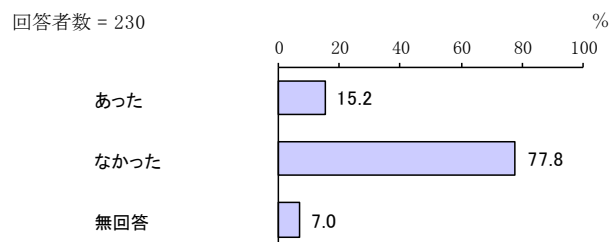
「利用していない」の割合が 92.6%と最も高くなっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が 15.2%、「なかった」の割合が 77.8%となっています。

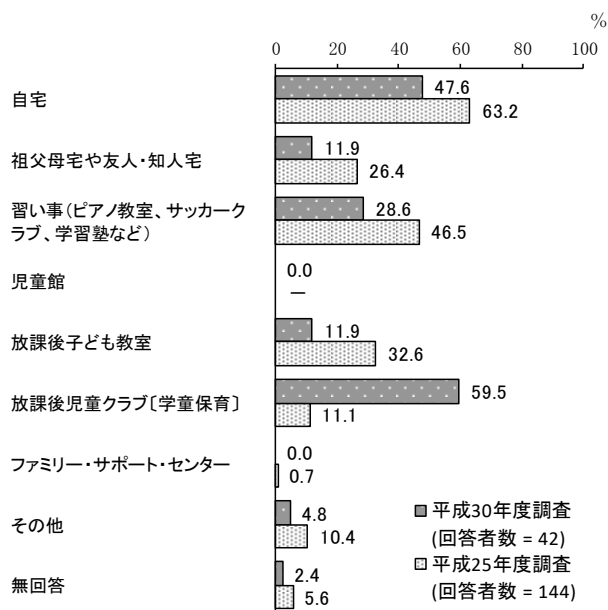


(6) 小学校就学後の過ごし方について

① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が59.5%と最も高く、次いで「自宅」の割合が47.6%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が28.6%となっています。

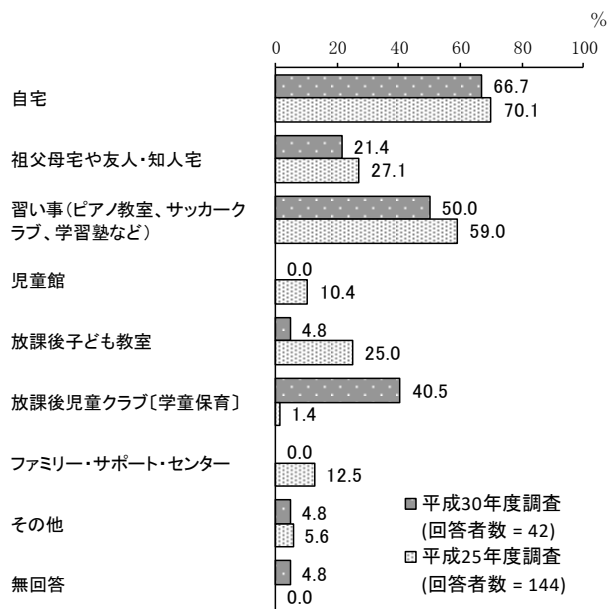
平成25年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が増加しています。一方、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が減少しています。



② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

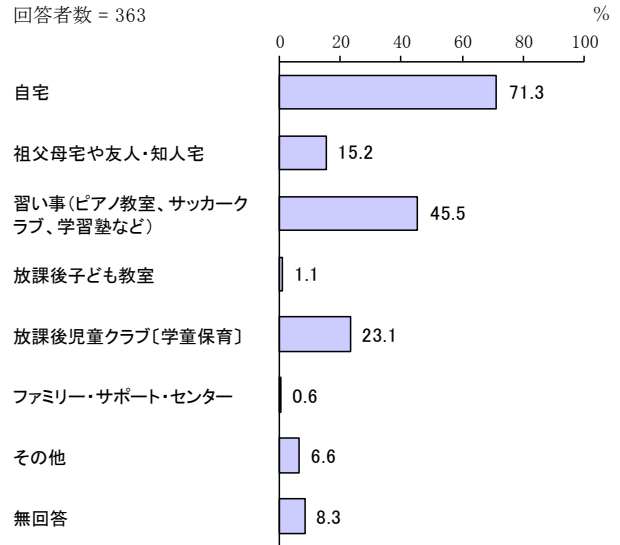
「自宅」の割合が66.7%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が50.0%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が40.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が増加しています。一方、「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」「放課後子ども教室」の割合が減少しています。



③ 就学児童保護者の小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

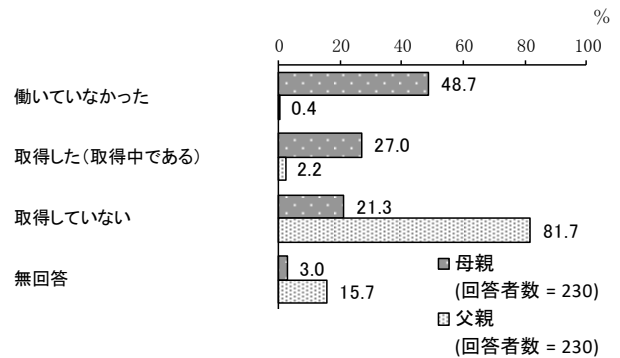
「自宅」の割合が71.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が45.5%、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が23.1%となっています。



(7) 育児休業制度の利用状況について

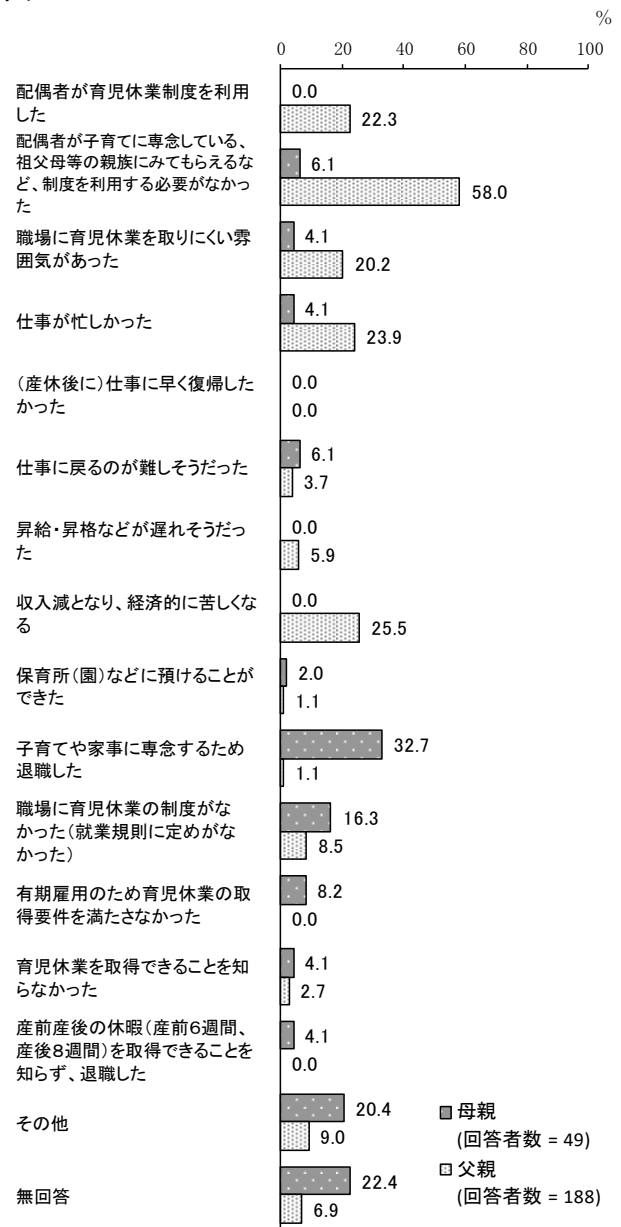
① 母親の育児休業の取得状況

「働いていなかった」の割合が48.7%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が27.0%、「取得していない」の割合が21.3%となっています。



② 母親の育児休業を取得していない理由

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が32.7%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が16.3%となっています。

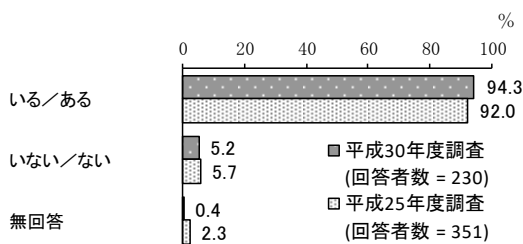


(8) 相談の状況について

① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が94.3%、「いない／ない」の割合が5.2%となっています。

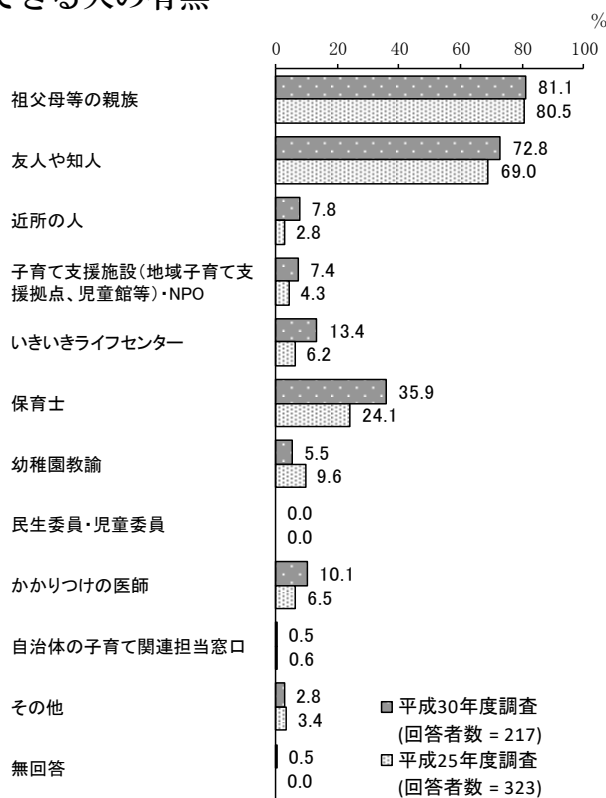
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「祖父母等の親族」の割合が81.1%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が72.8%、「保育士」の割合が35.9%となっています。

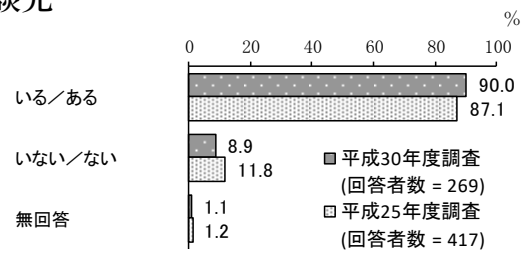
平成25年度調査と比較すると、「いきいきライフセンター」「保育士」の割合が増加しています。



③ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「いる／ある」の割合が90.0%、「いない／ない」の割合が8.9%となっています。

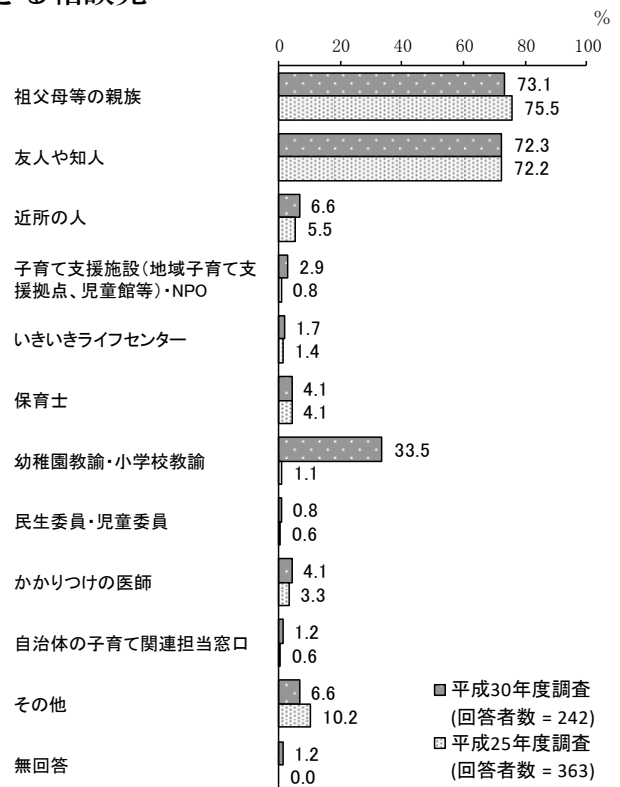
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



④ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が73.1%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が72.3%、「幼稚園教諭・小学校教諭」の割合が33.5%となっています。

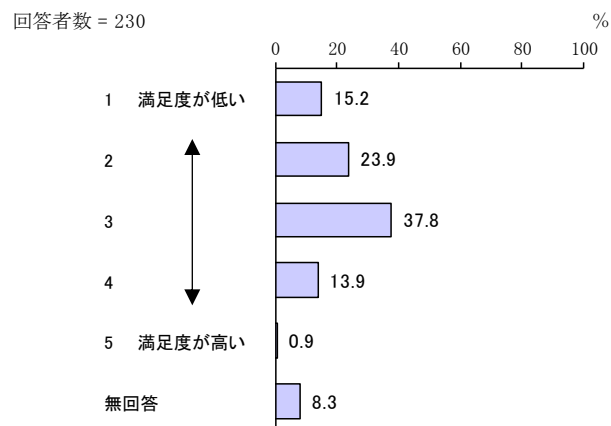
平成25年度調査と比較すると、「幼稚園教諭・小学校教諭」の割合が増加しています。



(9) 子育て全般について

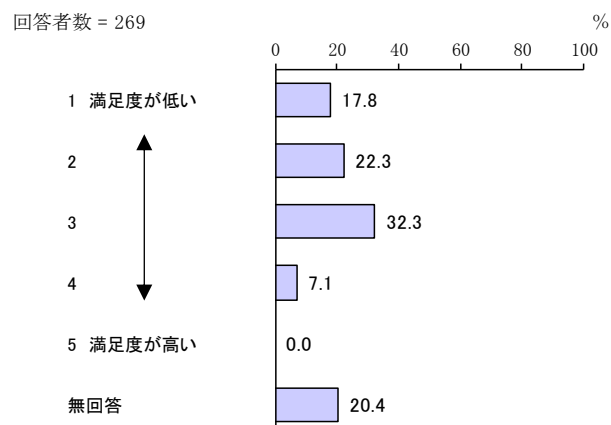
① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が37.8%と最も高く、次いで「2」の割合が23.9%、「1」の割合が15.2%となっています。



② 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が32.3%と最も高く、次いで「2」の割合が22.3%、「1」の割合が17.8%となっています。



3 御所市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

アンケート調査を通して見えてきた現在の御所市の子ども・子育てを取り巻く課題を、第2期計画の基本方針ごとに整理しました。

(1) 子どもと子育て家庭への支援について

すべての子どもの健やかな育ちを支援するためには、保育所、幼稚園との連携を保ちながら子どもの将来を見据えた子育て支援が必要であり、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ることが求められます。また、豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身につけることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりに取り組むことが必要です。

アンケート調査では、子育てをする上で、あれば良いと思うサポートは、「子どもをみてもらえる、預かってくれるサポート」が多く、子育てで不安に感じている、困っていることとして「子育てで出費がかさむ」の割合が最も高く、次いで「自分の自由な時間が持てない」「子育てによる身体の疲れが大きい」となっています。また、「日常的に子どもをみてもらえる親族・知人がいる」が約5割となっている中、私用、親の通院、不定期の就労等の際、大規模施設で子どもを保育する事業等の利用意向は約3割と一時預かりを求める声が高くなっています。

支援を必要とする子どもや、困難を抱えた家庭・子どもが健やかに成長するために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮や、子どものライフステージにあわせた、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが重要です。また、子育て世帯が多様なサービスを利用しながら安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実が求められます。

(2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備について

国は、「子育て安心プラン」において、待機児童を解消とともに「M字カーブ」の解消を目指しており、本市においても、保育ニーズを適切に見込みながら、対応していく必要があります。

アンケート調査では、保護者の就労希望をみると、母親ではパートタイム等からフルタイムの転換希望や未就労から就労を希望する保護者がみられ、潜在的な保育ニーズがみられます。また、利用したい教育・保育サービスとして、「保育所」が55.3%と最も高く、次いで「幼稚園（認定子ども園）」が19.9%となっており、保育所を希望する方が多くみられます。

子どもの人口は減少しており、今後も減少が予想されていますが、保護者の就労状況の変化等により保育のニーズは増加している状況です。今後も保護者の就労状況の変化を踏まえ、適切に教育・保育ニーズの量の確保を行うことが必要です。

また、今後は、家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力も高めていきます。子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

(3) 仕事と子育ての両立支援について

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することを目指しています。平成29年10月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

アンケート調査では、保護者の育児休暇の取得状況について、「取得した（取得中である）」の割合が母親で27.0%となっており、一方で、父親では、「取得していない」の割合が81.7%となっており、その多くが取得できていない状況です。

また、父親が育児休業を取得していない理由は、「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が58.0%と最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」が25.5%、「仕事が忙しかった」が23.9%となっています。

育児休業の取得については、母親の取得は進んでいますが、父親の取得は低い状況です。育児休業制度の利用をさらに促進するために、企業等における育児休業制度の一層の普及が必要です。また、仕事と子育ての両立に向けて、家庭や職場において男女共同参画の意識の醸成が求められます。

(4) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援について

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。国においては、子育て世代包括支援センターを令和2年度に全国展開を目指し、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供することを目指しています。

アンケート調査では、日頃、日常的に子どもを見てもらえる親族・知人が「いずれもない」が6.5%、子どもの子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無が「いない／ない」の割合が5.2%とわずかではあるものの、身近に子どもをみてもらえる親族・知人がいなかったり、相談相手がいない人がいます。子育てで、不安に感じている、困っていることとしては「子育てで出費がかさむ」「自分の自由な時間が持てない」「子育てによる身体の疲れが大きい」など多様な悩みを抱えています。

妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを生き育てることができるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施することが必要です。

また、子育てが一段落ついた方を地域で子育ての担い手として活用し、身近な地域での子育て支援を充実していく必要があります。

さらに、子育ての相談窓口をはじめ、子育てに関する情報提供の充実を図る必要があります。

(5) 子どもの安全の確保について

近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。文部科学省は、平成30年に「登下校防犯プラン」を示し、地域における連携の強化や多様な担い手による見守りの活性化などを掲げ、取り組んでいます。

子どもの安全確保は、安全・安心な社会の要であるとの認識のもと、子どもたちがあたたかな地域の見守りの目のなかで、のびのびと遊び、学ぶことのできる地域づくりが求められます。社会全体で子どもの安全を守るという機運を高め、連携体制を構築していくことが重要です。

(6) 配慮を要する子どもと子育て家庭への支援について

国においては、ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成 28 年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約 1/3 となっており、特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。

アンケート調査では、子育てに関して、不安や負担を感じる就学前保護者が約 8 割となっており、子どもの発育・発達に関する悩みがうかがえます。また、子育て（教育を含む。）に関する相談相手については、「祖父母等の親族」「友人や知人」「保育士」の割合が高くなっています。

支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。特に、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実することが求められます。



第3章 計画の基本理念等

1 基本理念

次代を担う子どもたちは社会の大切な宝です。子どもたちの最善の利益を実現するためには、子どもが社会の一員として尊重されるとともに、保護者が喜びを感じながら子育てができることが重要となっています。

しかしながら、近年では、核家族化の進行や近隣関係の希薄化等から、育児に対する負担感の増加や育児の孤立化が問題視されており、地域住民、行政、関係団体等が一丸となって、子どもの幸せを第一に考え、子育て家庭を支えていく取り組みがますます重要となっています。

本計画の策定にあたり、本市では、第1期子ども・子育て計画で掲げた理念「心豊かな子が育ち、子育て支援の輪がひろがるまち」を継承し、子どもたちが健やかに成長することができる環境を整備することは社会全体の大きな責務であるという認識のもと、新制度が目指す「子どもの最善の利益の実現」を第一に考え、地域社会全体で子育てを支える環境を整備し、誰もが安心して子どもを生み育てることができるまちを目指していきます。

基 本 理 念

心豊かな子が育ち、子育て支援の輪がひろがるまち



2 基本方針

本計画の基本理念の実現に向け、次の6つの基本方針を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

(1) 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり・・・・・・・・

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防などを目的とした健康相談や家庭訪問の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。

- ① 子育て家庭に対する多様なサービスの充実
- ② 母子保健及び健康づくりの充実

(2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備・・・・・・・・

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、今後も子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

また、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

- ① 幼児期の学校教育・保育の充実
- ② 生きる力を育む教育環境の整備

(3) 地域での子育て支援の整備・・・・・・・・

身近な地域の大人たちが子どもを見守る取り組みを推進するため、子どもや保護者が参加して交流できる場づくりなど、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりをさらに推進します。

- ① 地域の人に関わる子育て支援体制の整備
- ② わかりやすい子育て情報の発信

(4) 仕事と子育ての両立支援・・・・・・・・

働きながら子どもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。さらに、男性も子育てに参加することができるようにするためには、働き方の見直しが必要なことから、子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるように、企業への働きかけにも取り組んでいくと同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生み育てていく意識を広めていきます。

- ① ワーク・ライフ・バランスの実現
- ② 家庭と仕事の両立のための子育て支援サービスの充実

(5) 子どもの安全の確保・・・・・・・・

子どもを安心して生み育てることができるような安全なまちにするために、警察や保育園、学校等との連携を強化するとともに、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関などの整備・設計や、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進していきます。

- ① 子育て世帯に配慮した環境の整備
- ② 交通安全対策と防犯対策の推進

(6) 子どもを守る仕組みづくりの支援・・・・・・・・

障害のある子どもやひとり親家庭の子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

さらに、「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等をふまえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭等に対する支援の充実
- ③ 障害のある児童とその家庭への支援
- ④ 経済的困難を抱える家庭への支援

3 計画の体系

基本理念

基本方針

施策の方向

心豊かな子が育ち、
子育て支援の輪がひろがるまち

1 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

① 子育て家庭に対する多様なサービスの充実

② 母子保健及び健康づくりの充実

2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備

① 幼児期の学校教育・保育の充実

② 生きる力を育む教育環境の整備

3 地域での子育て支援の整備

① 地域の人に関わる子育て支援体制の整備

② わかりやすい子育て情報の発信

4 仕事と子育ての両立支援

① ワーク・ライフ・バランスの実現

② 家庭と仕事の両立のための子育て支援サービスの充実

5 子どもの安全の確保

① 子育て世帯に配慮した環境の整備

② 交通安全対策と防犯対策の推進

6 子どもを守る仕組みづくりの支援

① 児童虐待防止対策の充実

② ひとり親家庭等に対する支援の充実

③ 障害のある児童とその家庭への支援

④ 経済的困難を抱える家庭への支援



第4章 施策の展開

基本方針 1

妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

施策の方向 1 子育て家庭に対する多様なサービスの充実

【 方向性 】

- 子育て家庭が孤独や不安を感じることなく、心にゆとりをもち、安心して子育てができるよう、多様な保育サービスや相談体制を整備し、子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てに関する学習機会の提供による家庭の教育力向上への支援、地域の人材を活用した子育て支援に取り組みます。

① 子育て支援サービスの充実

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
1	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師又は保健師が訪問し、養育環境を把握するとともに、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。また、養育支援が必要でありながら自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な支援へつなぎます。	健康推進課
2	母子訪問指導	必要に応じ、保健師が乳幼児のいる家庭を訪問し、育児相談を行うとともに、適切な関係機関との連絡調整を行います。	健康推進課
3	一時預かり事業	冠婚葬祭等の急な用事や保護者の病気、育児疲れ等から、家庭で乳幼児の保育が困難になった場合、子どもを一時的に預かり、必要な保護を行います。	児童課
4	休日保育事業	保護者の就労等により、日曜・祝日に児童の保育を必要とする場合に、子どもを預かり、保育を実施します。	児童課
5	子育て短期支援事業	保護者の病気、疲労等により家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に児童の保護を必要とする場合、児童養護施設等において必要な養育・保護を行います。	児童課
6	園庭開放	保育所に入所していない乳幼児やその保護者に対して保育所の園庭を開放し、子どもや保護者同士の交流を図るとともに、子育てに関する相談を行います。	児童課
7	幼稚園での相談業務	通園児童の保護者や家族を対象に、随時教育相談等を行います。	児童課
8	保育サービスに関する情報提供	子育て中の親が必要としている情報の把握に努め、市の広報やホームページ等において、保育サービスに関する情報提供を行います。	児童課

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
9	利用者支援事業	子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、保育所や幼稚園（児）園、認定こども園等の身近な場所で相談や助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。	児童課
10	子育て支援拠点事業	地域子育て支援センターにおいて、乳幼児とその保護者が、気軽に集い、交流を図ることができる場を提供し、子育て相談や情報提供などを行います。	児童課
11	家庭児童相談員による相談	こども家庭相談センターにおいて、相談員が家庭における児童の問題などの相談に対応します。	児童課
12	子育て家庭への民生児童委員による訪問相談	民生児童委員が子育て家庭を訪問し、必要な相談や支援を行い、子育て家庭をサポートします。	福祉課
13	心配ごと相談	悩みを持つ人々の相談窓口として心配ごと相談所を設置し、ボランティアの協力によりあらゆるなやみの相談に応じるとともに、相談内容の多様化や複雑化に対応できるよう体制の整備を図ります。	福祉課

② 家庭の教育力の向上

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
14	子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会	各幼稚園（児）園及び小中学校のPTA活動や保護者会等を活用し、家庭の子育て力・教育力を高めるための研修を行うとともに、家庭教育委員会活動の活性化に努めます。	生涯学習課・ 学校教育課・ 児童課
15	「家庭教育の手引き」の周知	ホームページ等を活用し、「家庭教育の手引き」の周知を図り、家庭教育を推進します。	学校教育課
16	すくすく相談（幼児の発達相談）	1歳6か月児健診や3歳6か月児健診のフォロー児等、必要と思われる幼児とその保護者に対し、発達相談員や保健師による個別相談を予約制で実施し、専門機関の紹介などを行います（発達相談員1名、保健師1名による体制で実施（予約制））。	健康推進課
17	のびのび教室（幼児の集団発達教室）	1歳6か月児健診やすくすく相談の結果、経過観察となった幼児とその保護者に集団遊びの場を提供し、適切な支援を行います（保育士1名、保健師2～3名で対応）。	健康推進課
18	家庭教育学級	PTA委員総会や研究大会で、家庭教育に関する講演会等を実施し、家庭の子育て力・教育力を高めます。	生涯学習課

③ 市民参加の子育て支援の充実

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
19	世代間交流事業	各保育所、幼稚（児）園、小学校の協力を得て、地域の高齢者との世代間交流を行い、昔語りやあそびの伝承、農業体験等の交流を通じて、子どもの豊かな感性を育みます。	学校教育課・児童課
20	子育てサロン	乳幼児とその保護者が楽しく遊び、母親同士の交流を図る場として、いきいきライフセンター内に子育てサロンを開催し、ボランティアの協力を得ながら様々な活動を行います。	健康推進課
21	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業の実施を検討します。	児童課

④ 各種手当・助成による経済的負担の軽減

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
22	医療給付制度	子ども医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度及び未熟児養育医療費助成制度により、保険医療機関で診療を受けた際に支払った自己負担金から一部負担金（最終的な受給者負担）を除いた金額を助成します。	保険課
23	出産育児一時金	国民健康保険被保険者が出産した場合において、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金（一児につき42万円又は40万4千円）を支給し、出産時の経済的負担の軽減を図ります。	保険課
24	児童手当	子育て家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的に、0歳から中学校修了前の児童を養育している父母等に対し、児童手当を支給します。	児童課
25	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入、行事参加にかかる費用について、今後は国の動向に応じ、助成の実施を検討していきます。	児童課

⑤ 奨学金による経済的負担の軽減

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
26	高等学校等入学支度金	経済的理由により就学が困難な中学校生徒の進学を容易にするため、奈良県高等学校等奨学金の貸与を受けている生徒に対し、入学支度金（公立高校60,000円、私立高校120,000円）を給付します。	学校教育課
27	坂本奨学金	勉学の意欲がありながら経済的理由で就学困難な生徒に対し、奨学金（大学・短期大学20,000円/月、高等学校等15,000円/月）を給付します。	学校教育課

⑥ その他の支援

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
28	なら子育て応援団	妊婦及び18歳未満の児童がいる世帯を対象として、料金等の割引や特典などのサービスを行う「なら子育て応援団」の加入店舗数の拡充に努めるとともに、活動についての情報を広く市民に提供します。	児童課

施策の方向 2 母子保健及び健康づくりの充実

【 方向性 】

- ・安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産、子育て期を通じた母と子の健康づくりに取り組むとともに、心身の成長が著しい思春期の子どもが、妊娠・出産について正しく理解し、自主的に健康管理が行えるよう、健康教育に取り組みます。
- ・子どもが正しい食習慣を身につけ、生涯を心身ともに健康で過ごせるよう、食育の推進に取り組みます。
- ・安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、県や関係機関との連携により、小児医療体制の整備に取り組みます。

① 産前・産後の切れ目ない健康支援

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
29	乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師又は保健師が訪問し、養育環境を把握するとともに、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。また、養育支援が必要でありながら自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な支援へつなぎます。	健康推進課
30	母子訪問指導（再掲）	必要に応じ、保健師が乳幼児のいる家庭を訪問し、育児相談を行うとともに、適切な関係機関との連絡調整を行います。	健康推進課
31	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持と増進及び出産のリスクを軽減させるため、妊婦健康診査の費用の一部を助成することにより受診率の向上を図ります。母子健康手帳交付時において妊婦健康診査補助券の交付を行います。	健康推進課
32	乳幼児健診（4か月児）	4か月児を対象に健康診査を実施し、疾病や発達障害の早期発見、育児に関する情報提供、相談、助言等を行うとともに、個別通知により受診率の向上、未受診者の把握を図ります。健診時にはブックスタートとして、市から絵本を1冊プレゼントし、子育て支援センターや図書館による絵本の紹介を行います。また、地域の子育てをサポートしている主任児童相談員から絵本のプレゼントを実施します。	健康推進課
33	乳児相談（7・10か月児相談）	7か月児、10か月児とその他の希望者、経過観察が必要な児を対象に、身体計測・問診・歯科指導・生活指導・栄養指導を実施し、乳幼児の発育・発達状況の把握と保健指導を行います（毎月1回（木曜日））。	健康推進課

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
34	乳幼児健診 1歳6か月児	1歳6か月児を対象に健康診査（歯科健診含む）を実施し、疾病や発達障害の早期発見、育児に関する情報提供、相談、助言等を行います。個別通知により受診率の向上、未受診者の把握を図ります。健診実施時には、ボランティアによる託児を取り入れ、保護者が子どもを気にすることなく安心して相談できる体制を整えます。	健康推進課
35	乳幼児健診 3歳6か月児	3歳6か月児を対象に健康診査（歯科健診含む）を実施し、疾病や発達障害の早期発見、育児に関する情報提供、相談、助言等を行うとともに、個別通知により受診率の向上、未受診者の把握を図ります。健診実施時には、ボランティアによる託児を取り入れ、保護者が子どもを気にすることなく安心して相談できる体制を整えます。	健康推進課
36	2歳児歯科健診	乳幼児の歯の健康づくりのため、2歳児を対象に、予約制で歯科健診・染めだし・フッ素塗布・歯科相談を行います。	健康推進課
37	予防接種	感染症の発生・まん延の防止のため、予防接種法に基づき定期的な予防接種を行うとともに、接種率の向上に向け、予防接種の重要性についての啓発を行います。	健康推進課
38	利用者支援事業	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を目的に、専門職が相談や情報提供、関係機関との連携を行います。	健康推進課
39	一般不妊治療費助成事業	一般不妊治療を受けている人を対象に、経済的及び精神的負担の軽減を図るため費用の一部（第1子に係る一般不妊治療の自己負担額の2分の1を1年度につき上限5万円、期間5年間限度）を助成します。	健康推進課
40	母親教室 (Helloベビー教室)	妊婦とその家族を対象に妊娠・出産・育児について必要な情報を提供し不安の軽減を図り、妊婦同士が交流し友だちづくりができる場を提供します。	健康推進課
41	両親教室 (パパママ教室)	妊婦にとって一番身近な存在である配偶者が、妊娠・出産・育児についてや夫・父親としての役割を知ることで、妊婦を理解・サポートし、ともに子育てができるように支援します。	健康推進課

② 思春期保健対策の充実

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
42	性や性感染症予防や薬物に対する学習機会の提供	思春期における心身の発達や健康問題について、児童・生徒が正しい理解と認識を深めることができるよう、各校の実態に応じて、教育課程に組み込み、計画的に学習指導を行います。	学校教育課
43	中・高校生等が幼児と触れ合う機会の提供	生徒が子育ての意義や大切さを理解できるよう、中学校の職場体験学習等を活用し、乳幼児と交流する機会の拡充を図ります。	学校教育課・児童課

③ 食育推進運動の普及・定着

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
44	年齢別の食育	各種乳幼児健診において、個別での栄養相談を実施するなど、乳幼児の健全な食生活の実現を図ります。	健康推進課
45	食育推進計画策定の検討	食育の推進に向け、食育推進計画を策定しました。(平成29年3月)	健康推進課
46	各種健診を活用した食育の推進	乳幼児健診等の機会を活用して、食育の重要性に対する保護者の認識を深めるとともに、家庭での食育の進め方等についての情報提供を行います。	健康推進課・児童課
47	離乳食教室 (ママ'sキッチン)	生後10か月までの乳児と保護者を対象に、管理栄養士が乳児に必要な栄養や離乳食の正しい知識・調理方法について説明し、食習慣の基礎を育むための支援をします。	健康推進課

④ 医療費助成制度の活用

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
48	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の父子又は母子が保険医療機関で診療を受けた場合の自己負担金に対し、医療費の助成を行います(自己負担分に対し、1医療機関(レセプト)毎に月額500円(ただし2週間以上の入院は月額1,000円)を控除した額を助成)。	保険課
49	子ども医療費助成事業	中学校卒業までの子どもに係る医療費について、保険医療機関での自己負担金に対し、医療費の助成を行います(自己負担分に対し、1医療機関(レセプト)毎に月額500円(ただし、2週間以上の入院は月額1,000円)を控除した額を助成)。	保険課
50	未熟児養育医療費助成事業	指定養育医療機関において入院治療を要する未熟児に対し、医療費の助成を行います(医療保険各法で定める自己負担金から母子保健法の規定による徴収基準額を控除した額を助成)。	保険課

⑤ 小児医療体制の整備

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
51	緊急医療体制の整備	市医師会や近隣市の協力を得て、休日や夜間の急病時に、安心してかかることができる小児救急医療体制の充実を図るとともに、こども救急電話相談の周知を図ります。	健康推進課

基本方針 2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備

施策の方向 1 幼児期の学校教育・保育の充実

【 方向性 】

- ・保護者の多様なニーズにきめ細やかに対応し、子どもの健やかな育ちを支援するため、質の高い教育・保育の総合的な提供に取り組みます。

① 提供体制の確保

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
52	保育所の整備	保護者の就労や病気等の理由により、家庭において充分保育することができない乳幼児の保育を行うため、保育所の整備を図るとともに、適正な規模の子ども集団が確保できるように取り組みます。	児童課
53	幼稚園の整備	幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、小学校以降の教育の基盤をつくる教育環境の整備を図ります。	児童課
54	認定こども園の整備	就学前の児童に対し教育・保育を一体的に提供する機能や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」の設置を目指します。	児童課
55	地域型保育事業の整備	多様な保育ニーズに対応できるよう、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の整備の検討を行います。	児童課
56	多様な主体の参入を促進する事業	地域ニーズに即した保育環境の整備に向け、新規の事業者が新制度における保育事業を円滑に設置し、運営を行っていくことができるよう努めます。	児童課

② 教育・保育の質の向上

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
57	学校評議員制の実施	学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開するために学校評議員制を活用し、評議員の意見を学校運営に反映します。	学校教育課・児童課
58	幼保小の連携の促進	就学前の教育・保育施設と小学校との円滑な接続に向け、教育・保育内容や環境等の充実・改善を図るとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進していきます。	学校教育課・児童課
59	幼稚園教諭・保育士の質の向上	幼稚園教諭や保育士の各種研修会への参加を促し、職員の資質や技術の向上を図るとともに、幼稚園教諭及び保育士による合同研修、人事交流等を推進し、学校教育・保育の共通理解や人材育成に努めます。	児童課
60	施設・設備の充実	安心・安全な保育環境の整備に向け、保育施設を集約し、効率的な保育運営を目指します。	児童課

施策の方向2 生きる力を育む教育環境の整備 ●●●●●●●●

【方向性】

- ・子どもたちが、将来、社会人として自立して生きていけるよう、学校、家庭、地域との連携・協働による教育活動を推進するとともに、いじめや不登校等の問題への対応や有害環境の浄化等、児童の健全育成に取り組みます。

① 生きる力を育む教育の推進

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
61	子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導	各小学校・中学校において、個に応じたきめ細かな指導を行うため、少人数学級編制や少人数指導を行います。	学校教育課
62	外部の人材の協力による学校の活性化	特色ある学校づくりを推進するため、各小学校・中学校の体験学習や調査学習、交流等において、地域の人材を活用します。	学校教育課
63	豊かな人間性の育成	児童・生徒の豊かな人間性を育む「心の教育」を御所市学校教育の指導方針の重点課題として位置付け、様々な教科・領域での取り組みを進めます。	学校教育課
64	小中学校での福祉活動	児童・生徒が地域福祉やボランティア活動へ関心を持つことができるよう、市内小・中学生において老人ホーム訪問を行います。	学校教育課
65	青少年相談事業	不登校などの子どもの生活にかかわる様々な悩みに対応するため、臨床心理士による教育相談を実施するとともに、心理的又は情緒的な原因により登校できない児童・生徒の学校復帰を支援するため、適応指導教室を設置します。	学校教育課
66	ふれあい人権セミナー	市民が人権問題について、正しい知識と認識を培えるよう、市民をはじめ、地域・諸団体リーダーを対象に、あらゆる人権問題をテーマとしたセミナーを開催します。	人権施策課
67	体育事業	学校教育における体育や社会体育活動の充実を図るとともに、児童・生徒の「たくましい心と体」を育成し、仲間同士の交流を深めることを目的に、各種体育事業を実施します。	生涯学習課
68	青少年健全育成事業	児童・生徒が自然の中で、年齢や地域の異なる仲間たちとの共同生活を通じて協調性を高め、新しい自分を発見することを目的に、市内小学5年生～中学3年生を対象に、青少年サマーキャンプを実施します。	生涯学習課
69	子ども読書推進事業	読書を通じて、子どもたちが想像力や物事を考える力を養うことができるよう、おはなしの会（毎月第2・4土曜日）や読み聞かせ（毎月第1日曜日）、ブックスタート（毎月第2木曜日）などの読書推進事業に取り組みます。	生涯学習課

② 教育環境の向上

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
70	教育の資質向上を図るための教育的支援	教育関係職員の資質向上を図るため、教育研究所の各種講座への参加を促すとともに、各校園に対し、各教科領域における研究大会への積極的な参加を呼びかけます。	学校教育課
71	地域と学校の連携	学校、家庭、地域の三者の協力関係を深めるため、市内の小学校、中学校の教科や学習活動等において、地域団体や個人とのパートナーシップ事業を展開し、地域に密着した学校づくりを推進します。	学校教育課
72	特色ある学校づくり	学校、家庭、地域が教育における互いの役割を理解し、それぞれの責任を果たすとともに、相互の連携や協力により地域全体の教育力を高め、一体となって子どもの健やかな成長を担っていくことができるよう、家庭や地域の意見等を踏まえた、地域一体の特色ある学校づくりを推進します。	学校教育課
73	部活動への外部指導者の活用や地域との連携	専門性の高い外部人材の協力を得て、市内中学校の部活動の活性化を図れるよう、県の教育委員会と連携して外部指導者の招聘を行います。	学校教育課
74	安全管理に関する取り組み	市内の各保育施設、教育施設において、災害対応マニュアルや危機管理マニュアルの作成、見直し、各種訓練の実施等により、子どもの安全・健康・危機管理の徹底化を図ります。	学校教育課・児童課
75	義務教育施設整備事業	良好な教育施設の維持向上に努めるとともに、障害のある児童生徒に配慮した障害者用トイレ、スロープ、点字ブロック等の整備に努めます。	教育総務課

③ いじめや不登校等への対策

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
76	スクールカウンセラーの設置	生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを各中学校に配置し、生徒の生活上の相談や悩みに応じるとともに、教師や保護者に対して助言や支援を行います。	学校教育課
77	犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった子どもに対するカウンセリング	支援を必要とする児童・生徒に対し、市こども家庭相談センターや高田こども家庭相談センター及び高田警察署と連携し、指導主事によるカウンセリングを実施するとともに、各中学校に配置しているスクールカウンセラーによるきめ細かなケアを行います。	学校教育課
78	保護者に対する助言・指導等	保護者参観などの学校行事などの機会を活用し、教職員や指導主事等が主体となって、保護者に対する助言・指導などを積極的に行います。	学校教育課
79	インターネットや携帯電話を利用する子どもたちの安全を守る取り組み	児童・生徒がインターネットに関する犯罪やトラブルに巻き込まれることがないように、学校において保護者に対する啓発活動を行うとともに、PTA活動においてネット犯罪や情報モラル等に関する研修会を実施します。	学校教育課

④ 非行防止と有害環境の浄化

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
80	違法広告物撤去作業	子どもを取り巻く有害環境対策を推進するため、市内の電柱、ガードレール等に貼られているピンクビラ等の違反広告物について、関係機関・団体等と連携を図りながら撤去作業を定期的に行います。	都市整備課・建設課
81	青少年非行防止・青少年指導事業	青少年の非行を防止し、青少年の健全な育成を図るため、広報や各地区協議会による啓発活動を進めるとともに、御所市青少年指導員協議会と協力し、定期的な街頭指導、巡視活動、環境浄化活動等を行います。	生涯学習課・青少年センター

基本方針 3 地域での子育て支援の整備

施策の方向 1 地域の人に関わる子育て支援体制の整備 ●●●●●●●●

【 方向性 】

- ・親としての自覚を持ち、子どもと向き合いながら自分らしい子育てができるよう、家庭教育に関する情報や学習機会の提供等を通して、家庭の教育機能を高めるとともに、家庭・地域での子育てを支援し、社会全体で子どもを育てる活動を積極的に進めます。

① 地域における支援の充実

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
82	地域で子育てを支えるための意識啓発と子育て支援組織づくり	御所市で活動する子育て支援サークルに対し、「家庭教育支援チーム」への登録推進を行います。 奈良県の家庭教育月間目標の情報発信等を行い、家庭教育に関心を深める取り組みを行います。	生涯学習課
83	子育て支援サークルに対する支援の実施	家庭教育支援チームに対し、活動に対する補助支援を行います。 また、ホームページや広報誌への掲載などの情報発信を行い、活動を知ってもらうための支援を行います。	生涯学習課
84	市の文化事業等を通じた世代間交流の促進	文化事業とのコラボレーション企画など、各世代が参加でき、家庭教育支援チームと触れ合うことのできる場を提供します。	生涯学習課

施策の方向2 わかりやすい子育て情報の発信・・・・・・・・

【 方向性 】

- 子育てに必要な情報提供を充実するため、子育てガイドやツイッター、子育て支援アプリなど様々な媒体を活用して、定期的かつ幅広い情報提供を図ります。

① わかりやすい情報発信の推進

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
85	ポータルサイトの構築(子育て支援に関するホームページの充実)	乳幼児の検診などの情報をパソコンで見ることができる「マイナーポータル」の利用を促進します。 ホームページや広報誌への掲載などの情報発信を行い、家庭教育支援チームの活動を知ってもらうための支援を行います。	健康推進課・ 生涯学習課
86	SNSなどのICTを使用した子育て支援情報の発信	妊娠期～子育て期に役立つ情報の配信や、健診・予防接種の管理ができる「母子手帳アプリ」の活用を促進するとともに、内容の充実に努めます。 子育て支援の情報発信のため、SNSなどの新たなツールを模索します。	健康推進課・ 児童課
87	子育て情報誌等の配布	わくわく子育てセンター発行の「わくわくだより」や「子育て支援情報誌」などにより、妊娠期～子育て期に役立つ情報を発信するとともに、内容の充実に努めます。	健康推進課

基本方針 4 仕事と子育ての両立支援

施策の方向 1 ワーク・ライフ・バランスの実現

【 方向性 】

- ・就労する保護者が仕事と子育てを両立できるよう、男女共同参画意識の浸透を図り、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりに取り組みます。

① 事業主に対する啓発活動の推進

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
88	仕事と家庭の両立支援に向けた取り組み	広報や市ホームページ等を活用し、育児・介護休業法の周知・啓発を行うとともに、仕事と家庭の両立支援に向けて、多様な働き方や再雇用制度の導入に向けた呼びかけを行います。	農林商工課
89	若者の就労促進	次代の親となる若い世代が希望する結婚や子育ての希望を叶え、喜びと楽しみを持って子育てができるよう、広報や市ホームページ等を活用し、市内の事業主へ若年者の就労促進に向けた啓発を行います。	農林商工課

② 労働者に対する啓発活動の推進

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
90	育児・介護休業等の取得促進	広報や市ホームページ等を活用し、育児・介護休業法の周知・啓発を行い、働く人が自身の働き方を主体的に考え見直すきっかけをつくり、育児・介護休業や看護休暇等の取得促進を図ります。	農林商工課
91	若者の就労支援	若い世代の経済的自立に向け、ハローワークやならしごと i センターと協力し、庁内掲示による求人情報の提供や就職相談などの就労支援を行います。	農林商工課

③ 相談体制の整備

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
92	労働相談への対応	市民の労働相談に対し、奈良県の専門窓口等を紹介するなど、適切な相談機関へつなぎます。	農林商工課

施策の方向2 家庭と仕事の両立のための子育て支援サービスの充実

【 方向性 】

- ・家庭と仕事の両立を支援するため、保護者の働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスの充実に取り組みます。

① 多様な保育サービスの充実

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
93	一時預かり事業（再掲）	冠婚葬祭等の急な用事や保護者の病気、育児疲れ等から、家庭で乳幼児の保育が困難になった場合、子どもを一時的に預かり、必要な保護を行います。	児童課
94	延長保育事業	保護者の就労等の事情により、通常の保育時間内に子どもを迎えに来ることができない場合に、保育の延長を行います。	児童課
95	病児保育事業	病期中・病気回復期にあり、保育所や幼稚（児）園へ登園できない子どもを、病院の専用スペース等で看護師等が一時的に保育を行う病児保育事業については、近隣市町との協力による事業の推進を図ります。	児童課
96	休日保育事業（再掲）	保護者の就労等により、日曜・祝日に児童の保育を必要とする場合に子どもを預かり、保育を実施します。	児童課
97	放課後児童健全育成事業（学童保育所）	保護者の就労や疾病等により、昼間保護者のいない家庭の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び・生活の場を提供するとともに、ニーズの高まりに対応できるよう、充実を図ります。	児童課

基本方針5 子どもの安全の確保

施策の方向1 子育て世帯に配慮した環境の整備・・・・・・・・

【方向性】

- 子どもや子ども連れの親、妊産婦が安心して外出できるよう、道路、公園、公共建築物等の公共施設において、子育てバリアフリーの視点から整備を図るとともに、安全管理に取り組みます。

① 子育てバリアフリーの推進

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
98	子育てにやさしい道路の整備	歩道の段差解消や安全柵の設置、歩道拡幅など、子どもや子ども連れにやさしい道路整備に取り組みます。	都市整備課・建設課
99	公共施設設備における子育てバリアフリー	公共施設の整備にあたっては、子育てバリアフリーの視点に立ち、子ども連れが利用しやすい施設となるよう配慮します。	福祉課 管財課
100	公共施設における受動喫煙防止対策の推進	全公共施設において分煙化を進め、受動喫煙防止に努めます。	管財課
101	受動喫煙防止の啓発	市民に対し、受動喫煙の影響について啓発を行うとともに、公共の場所での禁煙の取り組みの重要性への理解を深めます。	健康推進課

② 遊び環境の整備

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
102	公園の安全管理	子どもが安全に遊べるよう、公園遊具の定期点検を行い、危険遊具の確認・撤去を行うなど、適切な環境の維持管理を図ります。	都市整備課

③ 居住環境の整備

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
103	子育て家庭に配慮した地区開発の推進	子育て家庭にやさしい住環境を整備するため、市内における一定規模以上の開発については、建築協定、地区計画等を利用して、公園、緑地等の設置を義務付けるなど、良好なまちづくりに努めます。	都市整備課

施策の方向2 交通安全対策と防犯対策の推進

【 方向性 】

- ・事故や犯罪から子どもたちを守るため、安全環境の整備を計画的に進めるとともに、地域の交通安全・防犯活動を推進し、安心・安全な地域づくりに取り組みます。

① 道路環境の整備

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
104	防犯灯設置の支援指導	公園等の新規開発等に当たっては、安全を考慮し、街灯設置等の指導を行います。	都市整備課
105	交通安全施設の整備・改善事業	ガードレールやカーブミラー等の整備・改善を行い、安全な道路交通環境の確保を図ります。	建設課
106	交通危険箇所の点検	道路の安全確保のため、定期的に陥没箇所の確認、危険箇所の点検を行うとともに、郵便局との連携による通報体制の整備を図ります。	建設課

② 交通安全指導の実施

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
107	ピカピカ1年生下校時指導事業	警察と協力し、市内の全小学校において、新1年生を対象に、登下校時における交通安全・事故防止のための実技指導を行います。	生活安全課
108	交通安全巡回教室開催事業	警察と協力し、市内各保育所及び幼稚園（児）園において、子どもへの交通安全指導を実施します。	生活安全課
109	子どもを守る安全教室開催事業	市内保育所及び幼稚園（児）園の保護者を対象に、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についての普及啓発活動を行っています。	生活安全課

③ 防犯環境の整備

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
110	子ども110番運動の推進	子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時、助けを求めてかけ込むことができるよう、地域の協力を得て子ども110番の家の設置に取り組みます。	学校教育課・生活安全課
111	学校付近や通学路等のパトロール活動	子どもの登下校の安全を確保するため、学校地域パートナーシップ事業の一環として、PTA等学校関係やボランティアと連携した「見守り隊」活動を推進します。	学校教育課・生涯学習課
112	犯罪に関する情報提供	本市を含む葛城広域行政事務組合により、不審者情報をメール配信するとともに、生徒指導部会を定期的で開催し、情報の把握に努め、警察との情報交換を密にします。	学校教育課
113	学校における防犯対策	不審者対応訓練の定期的な実施により、防犯体制の充実を図ります。	学校教育課
114	地域の見守り活動等への支援	地域住民やPTA等が実施する自主的な見守り活動、防犯パトロールを支援し、子どもの安全確保を図ります。	生涯学習課
115	地域安全推進委員会の自主防犯活動事業	地域の防犯意識の向上を図るため、地域安全推進委員会を設置し、犯罪や事故等の未然防止に向けた取り組みを推進します。	生活安全課

④ 防犯意識の向上

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
116	児童・生徒の防犯講習の実施	子どもが犯罪の被害に巻き込まれないよう、警察や各関係機関との連携し、市内の小・中学校において防犯講習を実施します。	学校教育課

基本方針 6 子どもを守る仕組みづくりの支援

施策の方向 1 児童虐待防止対策の充実

【 方向性 】

- ・児童虐待の問題に対応するため、関係機関とのネットワークの強化を図り、未然防止からアフターケアまでの総合的な支援に取り組みます。

① 虐待の未然防止と早期発見

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
117	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、安定した児童の養育を行えるよう、養育に関する指導・助言等の支援を行います。	健康推進課
118	各種健診を利用した未然防止への取り組みの推進	乳幼児健診等の機会を活用して、児童虐待がおこる背景や虐待の特性に対する認識を深めるとともに、虐待の早期発見に努めます。	健康推進課
119	御所市虐待等防止ネットワークの充実	児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を講じるため、関係機関及びNPO、ボランティアを含めたネットワークの充実を図ります。	児童課

施策の方向2 ひとり親家庭等に対する支援の充実・・・・・・・・

【方向性】

- ・ひとり親家庭が地域で孤立することなく安定した生活を送ることができるよう、生活支援、就業支援、経済的支援など、総合的な支援に取り組みます。

① 生活支援、就業支援の充実

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
120	母子・父子自立支援員等による相談事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭に対し、生活一般についての相談や子どもの養育に関する相談に応じるとともに、職業能力の向上や求職活動に関する相談・指導、情報提供を行うなど、自立への支援を行います。	児童課
121	ひとり親に対する日常生活支援	ひとり親が、就職活動や疾病等の理由で、一時的に生活援助・保育サービスが必要となった場合において、必要な支援を受けることができるよう、奈良県スマイルセンターと連携します。	児童課
122	ひとり親家庭自立支援対策事業	ひとり親家庭の経済的自立を目的に、ひとり親に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援を行うとともに、対象講座の受講料の助成を行います。	児童課
123	ひとり親の雇用に関する啓発活動・情報提供	ハローワークや奈良県スマイルセンターと連携し、事業主に対して、ひとり親家庭の就業の促進について情報提供を行うとともに、協力の要請に努めます。	児童課

② 経済的負担の軽減

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
124	ひとり親家庭等医療費助成事業（再掲）	ひとり親家庭等の父子又は母子が保険医療機関で診療を受けた場合の自己負担金に対し、医療費の助成を行います（自己負担分に対し、1医療機関（レセプト）毎に月額500円（ただし2週間以上の入院は月額1,000円）を控除した額を助成）。	保険課
125	遺族基礎年金の普及	死亡届受理時等に、亡くなった人によって生計を維持されていた遺族に対する遺族基礎年金制度の概要や届出手続きに関する情報提供を行い、手続きの勧奨を行います。	市民課
126	児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童や父又は母が重度の障害の状態にある児童を養育している父母等に対し、手当を支給します。	児童課
127	母子父子寡婦福祉資金貸付金の情報提供	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立を支援するため、市の福祉窓口において母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供を行うとともに、こども家庭相談センターにおいて各種相談に応じます。	児童課

施策の方向3 障害のある児童とその家庭への支援 ●●●●●●●●

【方向性】

- ・障害のある児童が、将来自立し、社会参加することができるよう、個々の障害の程度や発達段階に応じた保育・教育、福祉サービスの充実に取り組みます。

① 障害や障害のある人に対する正しい理解の促進

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
128	特別支援学校との交流教育の実施	幼稚（児）園及び小・中学校等において、特別支援学校との交流学習やふれあいの機会を設け、児童・生徒同士の交流を促進します。	学校教育課・児童課
129	障害児教育推進交流会	特別支援教育に対する家庭・地域の理解促進に向け、PTAによる市内小・中学校の特別支援学級の視察を行うとともに、特別支援学級の取り組みの発表の場や障害者をとりまく諸問題に関する講演会等の研修機会を設けます。	学校教育課・児童課
130	障害に関する正しい理解の促進	広報や市ホームページ等の媒体や市の各種イベント等を活用し、障害への理解促進のための啓発活動を行うとともに、障害福祉に関する催しなどの情報を広く市民に提供します。	福祉課
131	障害者週間を活用した啓発の実施	障害のある人に対する市民の理解を深めるため、障害者週間などの機会を活用し、障害者理解を深めるための啓発活動の強化を行います。	福祉課
132	地域交流への参加に向けた支援	障害のある児童が地域の行事や集会などに参加し、地域の人々との交流が行えるよう、手話通訳者や手話要約筆記者の派遣などを行うとともに、手話通訳者の養成を行います。	福祉課
133	障害者福祉施設の地域の連携促進に向けた取り組み	障害者福祉施設と地域との関わりを深めるため、住民との交流を図るための事業を検討します。	福祉課

② 障害児保育・教育の充実

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
134	特別支援学校への体験入学	市広報や市ホームページ等を活用し、県立特別支援学校の体験入学に関する情報を市民に提供するとともに、市内の幼稚（児）園や小学校に対して周知を行います。	学校教育課
135	障害のある児童・生徒に対する教育の推進	一人ひとりの障害の種類、程度に応じたきめ細やかな指導ができる体制を整備に向け、特別支援教育支援員の配置や少人数学級指導・学級編制を行うとともに、ニーズの把握や支援・指導方法の研究を進めます。	学校教育課
136	就学指導委員会	障害のある児童一人ひとりに応じた適正な就学を支援するため、就学指導委員会を設置し、児童・生徒及びその保護者に対して継続的な経過観察や教育相談を行います。	学校教育課
137	障害児保育事業	全保育所において障害のある児童の受け入れ体制を整備するとともに、一人ひとりの障害の種類、程度に応じた保育の推進に向け、保育士の研修を充実します。	児童課
138	療育教室（ふれあい教室）	療育児童の発育向上と健康づくりを目的に、療育教室を開催します。	児童課
139	図書館の障害者サービス	障害のある児童が図書を楽しむことができるよう、対面朗読室や活字読み上げ機の設置、LLブックや点字本の購入などを行います。	生涯学習課

③ 障害者施策の充実

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
140	特別児童扶養手当	児童の福祉の増進を図ることを目的に、身体や精神に中程度以上の障害がある児童を家庭で養育している父母等に対し、手当を支給します。	児童課
141	養護学校及び作業所等との連携	主催事業開催時に、受付や物品販売を依頼するなど障害者の社会参加や職場体験の場を提供します。	人権施策課
142	障害児福祉手当の支給	20歳未満の在宅重度障害児であり、常時介護を必要とする場合において、障害児福祉手当を支給します。	福祉課
143	障害者福祉長期計画における福祉サービス	「御所市障害者福祉長期計画」に基づき、障害者福祉サービスの充実を図ります。	福祉課
144	福祉の手引きの発行	障害者福祉サービスの周知を図るため、障害者福祉の手引きを作成し、市役所の窓口等において配布を行います。	福祉課

施策の方向4 経済的困難を抱える家庭への支援 ●●●●●●●●

【 方向性 】

- ・保護者が経済的負担から子育てに困難を感じないように、各種手当の支給と子育てにかかる費用の助成を行うとともに、家庭の経済状況にかかわらず、子どもが望む教育を受けることができるよう、奨学金制度による支援を行います。

① 貧困家庭の児童生徒、保護者への福祉的支援

No.	具体的な取り組み	内容	担当課
145	経済的困難を抱える家庭への支援	児童生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題及び貧困に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけたり、当該児童生徒や保護者にアプローチしたりするなどの支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を図る。	学校教育課



第5章 教育・保育の量の見込みと 確保方策、実施時期

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、教育・保育提供区域を定めることとしています。

「御所市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域とします。



2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を、平成27年から平成31年までの住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法により推計しました。

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	102	97	94	89	85
1歳	123	102	97	94	89
2歳	98	126	104	99	96
3歳	106	96	125	102	97
4歳	109	105	95	123	101
5歳	128	110	106	96	124
小計	666	636	621	603	592
6歳	105	126	108	104	94
7歳	139	104	125	108	104
8歳	124	139	104	125	108
9歳	130	125	140	104	126
10歳	155	131	126	141	104
11歳	145	154	130	126	140
小計	798	779	733	708	676
合計	1,464	1,415	1,354	1,311	1,268

※コーホート変化率法：同年又は同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

【 令和2年度 】

		令和2年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）（人）		343			221	102
量の見込み（人）（A）		50	3	247	129	25
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	50	3	247	129	25
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		50	3	247	129	25
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0	0	0	0
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		—	—	—	—	—
確保後の過不足（C）＋（D）		—	—	—	—	—

【 令和3年度 】

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）（人）		311			228	97
量の見込み（人）（A）		45	3	224	134	24
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	45	3	224	134	24
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		45	3	224	134	24
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0	0	0	0
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		—	—	—	—	—
確保後の過不足（C）＋（D）		—	—	—	—	—

【 令和4年度 】

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）（人）		326			201	94
量の見込み（人）（A）		48	3	234	118	23
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	48	3	234	118	23
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		48	3	234	118	23
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0	0	0	0
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		—	—	—	—	—
確保後の過不足（C）＋（D）		—	—	—	—	—

【 令和5年度 】

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）（人）		321			193	89
量の見込み（人）（A）		47	3	231	113	22
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	47	3	231	113	22
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		47	3	231	113	22
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0	0	0	0
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		—	—	—	—	—
確保後の過不足（C）＋（D）		—	—	—	—	—

【 令和6年度 】

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）（人）		322			185	85
量の見込み（人）（A）		47	3	231	108	21
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	47	3	231	108	21
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		47	3	231	108	21
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0	0	0	0
当該年度までに新たに確保する量						
特定保育施設（D）		—	—	—	—	—
確保後の過不足（C）＋（D）		—	—	—	—	—

【 今後の方向性 】

現在の提供体制で受け入れは可能です。また、公立保育所において受入児童数の調整を図るとともに、私立保育所との連携により提供体制の確保にも努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A) (か所)	1	1	1	1	1
確保策 (B) (か所)	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

引き続き、事業内容を強化し、事業を推進していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A) (人回)	3,835	3,859	3,503	3,348	3,206
確保策 (B) (人回)	3,835	3,859	3,503	3,348	3,206
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

引き続き、子育て支援・保護者支援体制を充実し、事業を推進していきます。

(3) 妊婦健康診査事業

【概要】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、医学的検査を実施します。

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A) (人回)	1,428	1,358	1,316	1,246	1,190
確保策(B) (人回)	1,428	1,358	1,316	1,246	1,190
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

すべての妊婦に対し必要な回数の妊婦健診が受けられるよう対応していきます。引き続き事業の推進に努め、現在の提供体制を維持します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

市保健師又は訪問指導員が、生後120日までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A) (人)	102	97	94	89	85
確保策(B) (人)	102	97	94	89	85
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

すべての乳児課程を訪問する体制は確保できています。引き続き事業の推進に努めます。

(5) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【 概要 】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、御所市虐待等防止ネットワーク会議の機能強化を図るため、調整機関の担当職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性を強化し、ネットワークの連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A） （人）	11	10	10	10	10
確保策（B） （人）	11	10	10	10	10
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

養育支援訪問事業では、各家庭に対応した養育支援の実施に努めます。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業では、虐待防止ネットワークの充実を図るとともに、必要に応じて御所市虐待等防止ネットワーク会議でケースを検討し機能強化に努めます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライト事業）

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A） （人日）	19	18	17	17	16
確保策（B） （人日）	19	18	17	17	16
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

現在の提供体制で対応は可能です。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A） （人日）	0	0	0	0	0
確保策（B） （人日）	0	0	0	0	0
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

今後のニーズに応じて、事業の実施を検討していきます。

(8) 一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A) (人日)	1,269	1,173	1,198	1,173	1,168
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	0	0	0	0	0
2号認定による 定期的な利用	803	728	764	752	754
その他	466	445	434	421	414
確保策 (B) (人日)	1,269	1,173	1,198	1,173	1,168
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	0	0	0	0	0
2号認定による 定期的な利用	803	728	764	752	754
その他	466	445	434	421	414
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	0	0	0	0	0
2号認定による 定期的な利用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

現在の提供体制で対応は可能です。

(9) 延長保育事業

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A) (人日)	111	106	104	101	99
確保策 (B) (人日)	111	106	104	101	99
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

現在の提供体制で対応は可能です。

(10) 病児保育事業 (病児・病後児保育事業)

【 概要 】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A) (人日)	19	18	17	17	16
確保策 (B) (人日)	19	18	17	17	16
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

近隣市町との協力により確保をしていきます。

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所） ● ● ● ● ● ● ●

【 概要 】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A） （人）	231	231	219	207	198
低学年	165	168	155	151	139
1年生	67	80	69	66	60
2年生	61	46	55	47	46
3年生	37	42	31	38	33
高学年	66	63	64	56	58
4年生	33	32	36	27	32
5年生	18	15	14	16	12
6年生	15	16	14	13	15
確保策（B） （人）	231	231	219	207	198
1年生	67	80	69	66	60
2年生	61	46	55	47	46
3年生	37	42	31	38	33
4年生	33	32	36	27	32
5年生	18	15	14	16	12
6年生	15	16	14	13	15
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

今後も、小学校区で確保していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業・・・・・・・・

【概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。また、新制度未移行幼稚園について低所得世帯等への副食費の助成を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業・・・

【概要】

私立認定こども園幼稚園部に通園する特別な支援が必要な子どもを対象に、認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

(14) 外国につながる幼児への支援・配慮・・・・・・・・

【概要】

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、外国につながる幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し支援を行うとともに、事業者等へ円滑な受入れに配慮するよう求めています。

5 教育・保育給付における教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、適切な情報提供等を行うなど、認定こども園への移行を検討する既存の幼稚園や保育所等に対し、移行支援を行います。また、認定こども園に対する市民の理解が得られるよう、今後は市民に対して様々な媒体を利用しながら、広く認定こども園についての周知に努めます。

さらに、子どもやその保護者が安心して教育・保育サービスを利用できるよう、保育士や幼稚園教諭の資質の向上を目指します。

6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年（2019年）10月1日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置付けされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されることとなりました。

そのため、この新たな給付については、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。



第6章 計画の推進

1 施策の実施状況の点検

(1) 計画の評価・検証

- ・ 施策・事業について、毎年、進捗状況を把握し、評価・検証を行います。
- ・ 計画の進捗状況を踏まえて、さらに計画が推進されるよう【Plan（計画）→Do（実施・実行）→Check（評価・検証）→Action（改善）】のPDCAサイクルの構築に努めます。
- ・ 計画の推進に当たっては、計画に即した事業がスムーズに実施されるよう、計画の進捗状況と評価・検証の結果を「御所市子ども・子育て会議」に報告します。

(2) 計画の見直し・変更

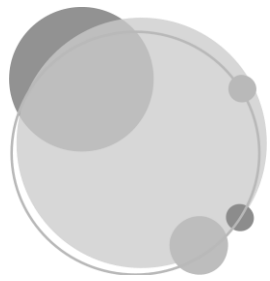
- ・ 計画期間に計画の見直し・変更をする場合には、「御所市子ども・子育て会議」の委員の意見を聴取するものとします。

(3) 情報提供・周知

- ・ 広報紙やホームページなどの多様な媒体を活用し、この計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く市民に周知します。

2 国・県等との連携

- ・ この計画に関わる施策は、国や県との連携のもと、推進していくことが重要です。
- ・ 市民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健・医療・福祉・教育分野における様々な制度の充実と改革に努め、国や県に対して積極的に提言や要望を行います。



參考資料

1 御所市子ども・子育て会議条例

平成25年6月24日

条例第14号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、御所市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に規定する事務を処理するほか、市長の諮問に応じて、市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議し、答申する。

2 子育て会議は、前項に規定する重要事項について市長に建議することができる。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 子育て会議は、前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、会議に臨時委員若干人を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 子育て会議は、委員及び臨時委員（以下「委員」という。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、市長が定める機関において所掌する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 御所市子ども・子育て会議委員名簿（令和元年度）

（令和2年3月現在）

機 関 名	職 名	氏 名
御所市民生児童委員協議会	副会長	西 本 貴 久 子
社会福祉法人 御所市社会福祉協議会	事務局長	坂 本 泉
奈良県高田こども家庭相談センター	所長	廣 田 明 美
子ども・子育て支援に関する事業従事者	第一葛城学園 総括園長	平 岡 良 子
子ども・子育て支援に関する事業従事者	恵愛保育所 理事長	伊 藤 咲 子
子ども・子育て支援に関する事業従事者	葛カトリック幼稚園 園長	小 田 原 千 秋
子ども・子育て支援に関する学識経験者	幼児教育関係（元市内小学校校長）	野 阪 加 壽 子
子ども・子育て支援に関する学識経験者	保育関係（元御所市指導主事）	中 井 幸 子
保護者代表（市PTA連絡協議会代表者）		中 尾 か お り
保護者代表（葛カトリック幼稚園）		藤 井 美 智
保護者代表（第一葛城学園）		岩 本 幸 香
保護者代表（恵愛保育所）		櫻 井 幹 浩
保護者代表（公立） 葛城保育所		中 坊 百 合 子
保護者代表（公立） 御所幼稚園		塚 本 久 美 子

3 第2期御所市子ども・子育て支援事業計画策定経過

日付	会議日程・検討項目及び庁内作業項目
平成31年 1月11日～2月4日	ニーズ調査実施
2月～4月	ニーズ調査結果とりまとめ
令和元年 10月11日	第1回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期御所市子ども・子育て支援事業計画の概要について ・御所市子育て支援に関するアンケート結果及び課題について ・第2期御所市子ども・子育て支援事業計画の体系骨子（案）について ・御所市子ども・子育て支援事業見込量について
令和2年 1月28日	第2回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期御所市子ども・子育て支援事業計画の素案について
2月3日～2月14日	パブリックコメントの実施
2月26日	第3回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期御所市子ども・子育て支援事業計画（原案）の検討、承認

4 用語説明

【あ行】

育児休業制度

最大子どもが2歳に達するまでの出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

M字カーブ

わが国における女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、20歳代後半と40歳代後半が山となり、30歳代が谷となる曲線が描かれ、その曲線がアルファベットのMの字の形となる。

【か行】

確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

家庭的保育

居宅等において、家庭的な雰囲気のもとで、5人以下の0～2歳児を保育する事業

協働

まちづくりにおいては、市民、行政、企業などの地域に存在する自立したそれぞれの主体が、それぞれの他者の主体性を尊重しつつ、相互作用により創造的な効果を発揮していく関係をいい、対等な立場で責任を共有しながら目標の達成に向けて連携すること。

居宅訪問型保育

個別のケアが必要な場合などで、0～2歳児を対象に、保護者の自宅で1対1の保育をする事業。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とすること。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

子どもの貧困

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることとして、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されるとともに、同年8月に国において「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されたもの。

【さ行】

事業所内保育

事業所などで、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもを保育する事業。

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

児童養護施設

保護者のいない児童や虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

出生率

一定期間の出生数の、人口に対する割合のこと。一般に、人口1,000人当たりの1年間の出生児数の割合をいう。

小規模保育

多様なスペースで、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、6人～19人の0～2歳児を保育する事業。

情報モラル

情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身につけておくべき考え方や態度のこと。

食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブ（学童保育所）の待機児童の早期解消、放課後児童クラブ（学童保育所）と放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取り組みをさらに推進する対策。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」を言う。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的とする学校のこと。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

認定こども園

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設のこと。

【は行】

発達相談

子どもの発達状況を踏まえて課題を共有した上で、今どのような関わりが必要なのかを保護者と相談すること。

パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く市民・事業者等から意見や情報等を求める手続き。行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。段差などの物理的バリアを取り除くだけでなく、より広い意味で障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、物理的、心理的なバリアを取り除いていくことにも用いられる。

病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

放課後児童健全育成事業（学童保育所）

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

【ま行】

未婚率

国勢調査における指標で、「15歳以上人口に占める未婚者数の割合」のこと。

民生児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」に基づき、厚生労働大臣から委嘱されている委員のこと。民生委員法では、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるもの」とされており、地域と行政の架け橋として社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力するほか、福祉サービスなど、必要な情報を提供する。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

【や行】

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法第22条によれば「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

【ら行】

ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、成年期、老年期など、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。

療育

障害のある子どもが、社会的に自立することを目的として行われる医療、訓練、教育、保育などのこと。

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」。内閣府は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」において、仕事と生活の調和が実現した社会とは「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること」と定義している。

【数字／英字】

1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。（内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

SNS

インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のWebサービスの総称。

第2期 御所市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：御所市

編集：御所市 福祉部 児童課

〒639-2298 奈良県御所市1番地の3

TEL 0745-62-3001 FAX 0745-62-2615

